

第三十八回国会 通信委員會議録 第三十二号

昭和三十六年五月十八日(木曜日)

午前十四時四十七分開議

出席委員

委員長 山手 満男君

理事 秋田 大助君 理事 大上 司君

理事 上林 山榮吉君 理事 佐藤 洋之助君

理事 廣瀬 正雄君 理事 松前 重義君

理事 森本 靖君

大高 康君 志賀 健次郎君

椎熊 三郎君 羽田 武嗣郎君

橋本 登美三郎君 星島 二郎君

早稲田 柳右衛門君 安宅 常彦君

大柴 滋夫君 佐々木 更三君

島本 虎三君 田邊 誠君

松井 政吉君 受田 新吉君

谷口 善太郎君

出席國務大臣

郵政 大臣 小金 義照君

出席政府委員

郵政事務次官 森山 欽司君

郵政事務官 (大臣官房長) 荒巻 伊勢雄君

郵政事務官 (大臣官房電氣通信監理官) 松田 英一君

委員外の出席者

日本電信電話公 社総裁 大橋 八郎君

日本電信電話公 社副総裁 横田 信夫君

日本電信電話公 社理事 (経営調査室長) 秋草 篤二君

日本電信電話公 社理事 (技師長) 米沢 滋君

日本電信電話公 社職員局長 本多 元吉君

日本電信電話公 大泉 周藏君

日本電信電話公 山下 武君

日本電信電話公 (運用局長) 伊藤 誠君

日本電信電話公 (計画局長) 平山 温君

日本電信電話公 (施設局長) 黒川 広二君

日本電信電話公 社保全局長 吉田 弘苗君

専門員

五月十八日

委員島本虎三君、田邊誠君及び受田

新吉君辭任につき、その補欠として

佐々木更三君、山本幸一君及び大矢

省三君が議長の名で委員に選任さ

れた。

同日

委員大矢省三君辭任につき、その補

欠として受田新吉君が議長の名で

委員に選任された。

本日會議に付した案件

公衆電氣通信法の一部を改正する法

律案(内閣提出第一四七号)

○山手委員長 これより會議を開きま

す。

公衆電氣通信法の一部を改正する法

律案を議題として審査を進めます。

質疑の通告がありますので、順次こ

れを許します。松前重義君。

○松前委員 専門的なことはあとから

質問することにいたしまして、大臣が

非常にお忙しいそうですから、先に大

臣にお尋ねしておきたいと思ひます。

それは、御承知のようにかつて私

は、電氣通信事業に關して、あるいは

また電波行政等に關して、非常なテン

ポをもつて技術の革新とともにこれが

普及しつつある状態にありますので、

しかもこれは世界的視野の上に立つて

考えなければならぬ、あるいはまた

国内的にもこの技術革新に伴つて矛盾

のない態勢に事業を運営しなければなら

ぬ、こういう政策的な面が刻々として

変化しつつあり、またこれに即応して

いかなければならぬ、従つてここ

に、郵政省に電氣通信に關する政策を

審議するところの審議機關をお作りにな

つたらどうか。あるいは民間より有

識者を委嘱し、そうして日本のこれに

關する頭腦を動員いたしまして、この

進んでやまない現在の電氣通信事業の

發展並びにこれが国家的使命に對して

どのような役割を果たすべきかを決定

する審議會を作つて、その意見を参考

としてこのような政策を立案すべきで

あるということをお願いすることがあ

ります。これに對して郵政大臣は、非

常にいい考え方だからぜひ一つ実行し

てみたいという御意見があつたと

記憶をしております。

そこで私は、その問題は別問題とい

たしまして、今度の公衆電氣通信法

の改正に關しまして、この含んである

内容というものは非常に大きな内容を

持つておられるのです。わけても技

術の進歩發達というものを背景とい

たしまして、料金政策というものは刻々

合理化されていかなければならないは

ずであります。こういう意味からいた

しまして、今度のこの案の中にはた

さんの矛盾を包蔵しておると私は見て

おる。矛盾の内容はあとで當局との間

で質疑応答したいと思ふのでござ

います。大臣がお聞きいただければ非

常に幸いだと思ふのですけれども、お忙

しければ仕方ありません。その矛盾

を包蔵しておる、そういうふうな重要

な法案に對しまして、このような政策

に關する政府の態度を決定するにあ

たつて、いわゆる國民の、國家の全知

全能を集めた、その努力を通じて提案

されたのであるかどうか。言いかえ

ると、電電公社の大体希望された通り

トンネル式にこの國會にお出しにな

つたのかどうか、あるいは事務當局だけ

で御検討になつて出されたのか、これ

に對する政治的な調整をなすつたかど

うか、その辺のところを伺いたいと思

ふのであります。

○小金國務大臣 電氣通信事業がどん

どん近代化され、また進歩發展してい

く途上において、この電氣通信事業を

拡大していく、そのための一つのステッ

プとしての電氣通信關係の法律の改

正案を拝見いたしまして、主としてこ

れは高度の政治的な立場ということも

大事でありますけれども、技術的に納

得ができるような方策がとられたとい

うことで、私は一応この案を、満足と

は申せなくとも、機械化が進められる

のに従つて、こういうような料金の立

て方をしていけば國民の負担もそう増

加しない。むしろ三十四年度の政策を

基準にすれば、三十億ぐらいの輕減に

なるというふうな國民經濟的な立場を

も考慮してあるようでありますから、特

に私としてこの電電公社の案を取り上

げて、政治的な、また經濟的な見地か

ら再検討を加える必要はないんじやな

いか。電電公社が専門的な立場から、

また技術的な立場から検討を加えて長

い間研究してきたものであるから一応

これでいいというので、特に私は、こ

のために審議會、あるいはまた特別の

人の意見を徴したというようなことは、

その意味においてはいたしません

でした。

○松前委員 もしそうでありました

ら、願わくは一つこの委員會にお残り

願つて、これからの討論の内容をお聞

き願いたいと思ふのであります。

その点まず伺つてから質問いたした

いと思ひます。お残り願えますか。

○小金國務大臣 時間の許す限りは拜

聴いたします。

○松前委員 大臣もお聞きいただける

そうでありますから、この内容につ

きまして、少し専門的にわたりますけ

れども、大体の料金設定の方法につ

いて、どのような考慮が足りなかつた

か、こういう問題について指摘をして

みたいと思ふのであります。そうして

當局の御答弁をお願いしたいと思ふので

あります。

まず第一に電電公社當局にお伺いし

たいのであります。ことに総裁に伺いたいののであります。加入区域の問題であります。かねがね私はこの委員会において、加入区域が非常に不均衡であるということを申し上げておりました。ところがその理由はいろいろのことかと申しますと、東京のような大都会は、蒲田のずっと向こうの方から、杉並の奥の方まで、練馬の奥の方まで、あるいは葛飾、足立、そういうような広域加入区域というものがあつたので、その広域加入区域の通話料金は七円であるのであります。ところがいかにいかにしては一村、あるいは一町というような小さな範囲内における加入区域でありまして、その通話料金はやはり七円である。こういうわけでありまして、ちょっと遠いところに電話しようとするれば、いなかではすべて市外通話になつて、非常に高い料金を払わなくちゃいかぬ、こういうような不均衡があつたのであります。これを是正する必要があるんじゃないかというので今回の料金改定においてはある程度この点は考慮されておるようであります。すなわち例の通話区域あるいはまた加入区域なるものを拡張をいたして、そうして一つの電話局の中にみんな入れてしまふ。そして市外通話をなくするということをやつておられるのでありますけれども、なおかつ地方においてはこれが徹底してないばかりか、東京のような大都市と比べますとまだまだ問題にならないようにその区域は狭いのであります。この狭い範囲で同じ料金であり、ちょっと離れたところは市外通話ということになりますので、この点についてのアンバランス、

これが今度の中にもやはり存在してないのであります。しかもまたこの不均衡の加入区域の大きな東京のような近郊の都市はまあ通話を一分間くらいに切つてしまつてあるというように、で、電電公社としては相当に増収になる。言いかえると実質上の値上げになると私もは見えております。一分間なるといふ時間は何にも話がでないのではありませんから、とにかく実質上の問題としては私は増収になり値上げになると見ております。こういうふうにいふとしまして、とにかくにも大都会の周辺区域の加入区域は非常に狭い。たとえば私は武蔵野に住んでおりますけれども、武蔵野、三鷹局というものの加入区域は非常に狭いのです。そうしてお隣のたとへば国分寺とか、そういうようなところとの間は市外通話になる。東京の都心部に住んでおるならば、そういうところと国分寺やあるいは立川方面に至るまで、これは七円でいくはずなのであります。そういうところに基づ本的なアンバランスが存在してゐる。このことについて一つ電電公社当局の見解を承りたいと思つてあります。

○大橋説明員 お答え申し上げます。ただいま松前先生の御指摘になりました。実は、私も全くその通りだと考えました。実はこの前のたしか通常国会で特料金問題についていろいろと御質問がありました。私も全く御趣旨の点十分了得いたしました。今回の改正の際にはできるだけその御趣旨に沿うべく実は努めたのであります。しかしながら結果から申しますと、ただいま御指摘の通り、完全に御趣旨に沿うたとは申し上げかねると思つております。やや中途半端な程度しか御趣旨に沿うていないと考えます。ただこれを徹底的にやりますためには、イギリスをやつておりますようなグループ料金制度まで徹底いたしますれば、ほぼ御趣旨の通りに沿ひ得るかと思つてあります。しかしこれをやるためには東京都内のたとへば七円という一通話の料金というものを、市内料金というものを相当値上げするにあらざれば、非常な減収を覚悟しなくてはこれは実行できないと思つております。私もどなたかいたしましては現在一方に非常に多くの申し込み積滞をかかえて、できるだけ早くこの積滞を解消しなければならぬという一つの大きな使命を持っております。これは何といつても私もどなたかいたしましては第一に考えなければならぬ一番大きな使命と考えておりますので、現在の段階においては増収はどうかともやりませんけれども、増収をはかることもまた避けなければならぬ。かようなことで、結局現在の、今度提案しておるような、やや中途半端な状態でお出されるを得なかつたのであります。しかし一方から考えますと、まだ自動交換が進歩してない今日、もう少し自動交換が普及した後でなければ徹底したグループ料金制はとり得ないと思つてあります。さしむきの段階としては、ただいま御指摘のような中途半端でもまずこの程度で一応がまんしてみよう。今後いよいよ自動交換が普及したたのちに、さらに考究の上徹底したグループ料金制によって、御趣旨のような点を徹底せしめたい、かように考えておる次第であります。

○松前委員 おそらく、地方に対して自動交換の設備が普及してないという意味のことをおっしゃつたのではないかと私は思ふ。手つとり早く例をあげますならば、東京のようなところは自動交換は普及してゐると大体お認めになつてゐるのじゃないかと思つております。そうすれば、東京のようないわゆる影大なる加入区域、これは大へんな膨大な七円区域であります。従つてこれを七円区域のまま、膨大な区域のまま放置してありますから、非常に不公平が起るものであります。これは東京だけの問題じゃありません。大阪も、その他の大都市もそうであります。それを是正することが少なくともこの問題の解決の第一歩でなければならぬと私は見ておる。それを是正するにはどうするかというならば、やはりいろいろの方法もありましようけれども、外国の例を見れば、いわゆるゾーン・メーターリング、東京の現在の区域を二つか三つに分けて、その区域相互間の通話というものの特殊な料金制度を設けるといふようなことによつて国全体の地域割をやつていく、こういうようなところにこの料金問題の基本的な改正が行なわれなければならぬと私は見えておつた。それをやらないうでやる料金改正というものは、私は無意味だといふような感じがしておつた。これに対してどういふような考え方を持つてどういふような考え方、どうもつかぬような、しかも大した結論にも導かれないようなものをお出しになったのか。このゾーン・メーターリングのようなシステム、すなわち帯域制というものを——東京の従来のいわゆる加入区域というものを二つか三

つに分けて、その帯域相互間の通話というものに対して特殊な考え方を持ち、そして全体を合理化していく。都議会だけが恩恵を受けるようなやり方をとらないといふようなことが非常に重要じゃないか、こういうふうに私もは見えておりますが、この案の内容はどうもその点において、非常なアンバランスを直そうといふのでなくして、何か手直しだけでもつてごまかそう、こういう案としか見えないのであります。その点についての総裁の御意見を承りたいと思つております。

○大橋説明員 大都市と地方との間にアンバランスがあることはたびたび御指摘の通りであります。そこでこれを是正するには二つの方法があると思つてゐる。大都市の区域を、ただいまお話しした帯域制をとつて小さく分割するといふやり方が一つであります。いま一つは、地方の区域をむしろ拡大してそれによつて不均衡を是正するやり方と、二つの方法があると思つてあります。従来電電公社において、このアンバランスを是正する方法として、先ほど御指摘のような帯域制をとつたらどうかという意見の方がむしろ強かつたのであります。ただ最近の世界の大勢から見ますと、ヨーロッパ方面では、実は、ことにイギリスのカーソン方式をとつた改革等の事例の示すように、最近の世界の傾向は、どちらかと申しますとむしろ区域を拡大して不均衡を是正していくという方向に向つてゐるという趨勢を考えましたので、またその方が将来のことを考え、技術的に考えても一番いい方法じゃないかという結論に達したので、この際としては、不徹底ではありましようけれども、第一

の段階としてこの程度で一つお認めを願って、さらにいさしく国内の自動交換化が拡張された場合に、理想的な広域的な料金制度をとるといふふうに向かった方がいいのじゃないか、かような結論を得ました結果、ただいまのような案に到達したわけでございます。なお帯域制をとる場合と、またそのほか外国にもいろいろな例がありますので、それらの比較研究した結果について、営業局長からいさしく専門的の説明をお聞きいただきたいと思ひます。

○大泉説明員 補足して御説明申し上げます。

松前先生から前国会にも御意見ございましたので、この点につきましていろいろ検討したのでございます。現在ニューヨークでは市内帯域制をとっておりますので、その点を検討いたしました。それからロンドンでも帯域制をとっておりますので、これも検討いたしました。おつたのでございますが、これは先年のグループ料金制実施を機会に、市内帯域制をやめたのでございます。この市内帯域制をかりに東京とするといたしますと、やり方はいろいろありますが、大体五十億から七十億ほどの費用を要する上に、各分局に機械を入れることが必要である。そうすると局舎の改造その他で事実上実施が困難である。他面将来の動向を考えますと、生活圏は拡大しつつある、技術の動向というものは簡素化を求めているということを考えますと、今ここでニューヨークの形を追うよりも、イギリスの形を追う方がむしろ将来の動向に沿うのではないかと、このことから、グループ料金制の方が適当と認めた次第であります。

○松前委員 私は帯域制というものは大きいほどいいと思ひます。だから大きいほどいいという見地から質問をしておるわけでありませう。ただ地方の区域を狭くするならば東京も狭くなつたらいいじゃないか、東京を広くするならば地方も広くなつたらいいじゃないか。そうしてまた、少なくとも東京都下において、たとえば武蔵野なら武蔵野から国分寺に電話をかけるようなところは、やはり七円いけるようになつたらどうか。それには機械設備が足りないから、予算も食うからそれはできないというようにあるならば、一つ逆に東京都内をもつと公平におやりになつたらどうか、こういうことを私は言つておるので、その手間のかかる問題ではないと私は思ふ。だから私は料金の設定にあつて、公平なる施設やその帯域制の他をここに確立する必要があるのじゃないかと言ふのでありまして、東京都内に住んでいる者だけが恩恵を受けて、ちよつと都心から出るとか、あるいはいかに住んでいる者は電話に対する恩恵がない、これはもう申すに及ばぬことであつて、ですからその点について私は質問しているものであつて、もう一ぺん、どういう考えでやりになつておるか、今後のこの問題についての処置について伺いたいと思ひます。

○大泉説明員 御意見まことにござつてもございまして、この点がわれわれ一番苦心した点でございます。そこでこの加入者に対しては、料金制度というものはどうしたら一番公平であるかということが問題であつたと思ひます。今先生がおっしゃいましたように、あるいは面積で均衡をとる点もあろうかと思ひます。あるいは加入数で均衡をとる点もあろうかと思ひます。しかしながら都市の形態、住居の状況等を見ますと、どの点を見まして、それをすべて平等というわけには参らないと思ひます。そこで、市内料金だけは時間を無制限という点に對して、市外通話料と同じように時間を切つたらどうかというように、イギリスで一部始めておるところもあつた。しかしながら現在ではほとんど大部分の国では市内を時間を無制限にいたしておるのでございまして、この点につきましては、どういう工合にとりましてもある程度これは不均衡を免れないのでございまして、そこでこれに對する負担の公平、調整というものは基本料で差をつけるという形にせざるを得ないのでありまして、これが正當だろふと思ふのであります。ところが今お話しになりました武蔵野とあるいは国分寺といったようなところを七円で市内通話にするということになりますと、そこで基本料の面からどう考へるかということになりますと、やはり加入数を合算したものを基礎に基本料金を出さざるを得ない。ところが東京都内のような社会的、経済的、文化的に非常に緊密度の高いところとさほどでないところとではかえつて不均衡を同じに考へることはかえつて不均衡ではないか。そこで距離別時間差法というものをとりまして、その間をなだらかにすると同時に、やはり相当広い地域をとりまして、この中に準市内制度を設けて、いわば市外と市内の間地帯を置くということに体制を整へていくならば、これは現在においても相當の改善になりますし、また將

来におきましてその体制で進むことが、次第に問題を解決するのによいんじゃないかという工合に考へております。

○松前委員 いろいろ御苦心の跡は伺ひましたけれども、地方と大都市との不均衡ということは依然として全然これを除去されていないところにある、今度の案の内容の残念なところが存在しておると認めざるを得ないのであります。電気通信というものは単なる企業の面からだけ考へるべきものではないということが、電電公社が電電公社法によって公共企業体として存在しておる理由であることは、もう言うまでもないのであります。そこで私もいつも考へますのに、どうもいかに行くか電電公社に恵まれない、同時にまた恵まれないという概念的なもののばかりでなく、電電公社というものは金持ちの持つものである、こわくてさわれないというような気持を持つておる者が非常に多いのであります。従つて文化の普及というのに対して電電公社という通信の設備が、またこ

ういう事業が大きな役割を果たしており、またいかなる都会も同じような恩恵に浴しなれば、恩恵といへば恩恵、またこつちういふような影響を受けるといへば同じような影響を受けなければならないはずであります。それが非常に不均衡になつておるということ、どうしてもいかなる事実であると思ふのであります。この点につきまして、先ほど総裁も御指摘になりましたが、この文化の問題やあるいは国家的な通信の使命という立場から見て、またいかなるようなところをどうぞん引き上げていくのが、むしろ電

電公社としての、公共企業体の政府代行機関としての使命だと私は思ふ。これに對して、今度のこの料金に関する公衆電気通信法の一部改正の法律案は、必ずしもこれを満足してはいない点についてはどういふ見解をお持ちであるか、総裁と大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○大泉説明員 確かにただいま御指摘のようなある程度の事実は存在してゐると思ひます。これを徹底的に不均衡を是正するとなりますと、先ほど申しましたように、私どもの理想とするグループ料金制を徹底しなければ、ほどこで徹底するか。それでなければ、先ほど私どもの申し上げましたグループ料金制で、広い区域の通話区域を設けることによって不均衡を是正するばかりではないのであります。これは先ほどちよつと申し上げましたように、まだ地方等において自動化が普及しておることは、私どもの理想に到達することとはよほど困難な状況にありませう。過渡的にはただいまの状態です。一時こしんばう願うより仕方がない。そのために、先ほど営業局長が申し上げました準市内制度などを設けまして、多少その辺の緩和をはかつたつもりであります。なお徹底しているかどうかということになりますと、まだ不徹底な点が多々残つておることは申すまでもないのであります。今後は私どもといたしましては、一方において自動化を促進すると同時に、適當の時期にぜひ広域化を実現したい、かよう

に考えております。

○松前委員 抽象的な御答弁でありましたけれども、いずれにしてもいなかに対しては非常に冷淡であって、大都会は非常な恩恵を受けておるといふ現実を否定するわけには参らないのであります。しかしこの問題につきましては、大臣も貴重な時間をさいて御出席でありますから、これをあとへ回しまして、その次の問題に移って、大臣によく聞いてもらって、あとで御答弁願いたいと思うのです。

そこで一つお尋ねしたいことは、いわゆる技術革新によりまして技術がどんどん進んで参りました。従って、ことに市外線等におきましては、たとえば単位回線当たりの投資額というものは著しく軽減されたはずであります。私もかつて通信省というところに入っているいろいろやっております時代は、裸線の架空線でございます。間もなくアメリカから装荷ケーブルというものが輸入されて、ケーブルで長距離電話をやることになった。それからまた、私に關係がありますが、無装荷ケーブルの研究によってこれが完成したから、一つの回線施設というものを非常に経済的に使うことができるようになりました。すなわち設備投資が回線当たり非常に安くなりつつある。マイクロウエーブが実用可能になって参りました今日においては、長距離に対しては非常な設備投資が軽減されて参りました。高アクチュアル・ケーブルまたそうであります。だからして、この設備投資の軽減されておる現状において、もちろんキロメートルという距離にもよりますが、一回線当たりどの程度の投資額が軽減

されつつあるか、この点についての数字をお示し願いたいと思います。

○平山説明員 お答え申し上げます。技術革新によりまして、設備を経済的に投資できるようになってきておりますということは、先生の御指摘の通りでございます。特に私どもの電信電話におきましては、市内電話、市外電話と大きく分けました場合に、市外の伝送路に使用します設備が、今先生がお話しになりましたように、技術革新によって著しく経済化されているわけであり

ます。その程度がどの程度かというお尋ねでございますが、これはいろいろな方式、しかも距離ごとに様子が変わりますので、なかなか申し上げにくいのでございますが、たとえば長さ百キロメートルの回線をかりに作るというようにした場合に、いろいろな方式によってどういふふうな建設費が違ふかということ、数字を持っておりますので申し上げますと、一番初めに技術的に使うことになりました裸線の方式では、百キロ当たり大体五百万円から五百万円弱、四百六十万円という数字を持っておりませんが、そのくらいに思っております。それから装荷ケーブル方式におきましては、同じ百キロ当たり二百万円でございますから、この装荷ケーブルにいたしましたも、裸線の約半分以下というふうな経済化されたわけでございます。それから先生が御説明になりました無装荷ケーブルができました、これによりまして、百キロメートル当たり二百二十万円くらいでございますので、またその半分近くに相なりました。それから最近におきましては、また技術が進みまして、同軸ケーブルあるいはマイクロウエーブの

方式ができたわけでございますが、これらの方式におきましては、同じく百キロ当たりのものが七十万円、このくらいでできるようになっております。これは今百キロについて申し上げましたが、距離が、たとえば五百キロくらい長いものになりますと、この差がもっと開くのでございまして、百キロ程度では先ほどの差でございますが、五百キロになりますと、この経済化は一そう顕著に現われるように存じております。

○松前委員 参考のために、五百キロぐらいではどういふ情勢になりますか。

○平山説明員 五百キロの数字を申し上げますと、裸線の場合には二千三百万円でございます。それから装荷ケーブルが一千万円、それから無装荷ケーブルが三百六十万円。これが先ほどの百キロと比べますと、装荷ケーブルの比率が五百キロの場合三分の一くらいに相なっております。それから同軸ケーブルが百五十万円、それからマイクロウエーブが百五十万円くらいになりまして、五百キロになりますと、マイクロウエーブが投資額から見しても最も経済的だ、こういう数字になっております。

○松前委員 市外通話の料金の問題になります。市外通話の料金の算定の基礎はどういうところにあるのでしょうか。私も大体投資額に見合った料金でなくちゃならないと見るのであります。今の御説明からいたしますと、たとえば五百キロ、長距離等においては、裸線の施設費に対して、装荷ケーブルの場合は半分以下である。無装荷の場合は、今度はまたその三分の一

です。裸線の大体七分の一くらいである。マイクロウエーブの場合はまたその三分の一ですから、二十一分の一くらいで、非常に安くなる。投下資本がどんどん安くなっているのに、料金を下げないという法はないと思う。長距離というものは、国民文化の交流に対して大きな役割を果たすものである。市外通話より大事なものであると私は見ている。これに対してなぜ料金を同じにしておやりになるのであるか。その点を總裁から伺いたしたいと思います。

○大橋説明員 だいぶ技術的問題になって、私、技術のことはしろうとでありますから……。

○松前委員 いや、技術的ではありません。こういうふうな投下資本がだんだん安くなっているにもかかわらず、料金をなぜ同じようにお考えになっているか。投下資本が安いものにもかかわらず、それに見合った料金になぜなされないのか。この点を私は伺っておるわけです。これは何も技術的ではありません。

○大橋説明員 線路の材料については、ただいま御指摘の通り、非常に安くなっていることはごもっともであります。しかしながら、料金は、線路の安くなったことだけで決定されているわけではありません。そのほかのあらゆる費用を総合いたしました、この総合原価によって料金を負担していただいておりますから、ケーブルが安くなったということだけで直ちに比例的に安くするという結論は出ないと思います。

○松前委員 その他のというのはどういふことであるか伺いたい。

○平山説明員 ただいま總裁からお答え申し上げましたことを補足してお答え申し上げます。

先ほど先生が御指摘になりましたように、市外線を作る投資額が技術の進歩によって著しく経済化されておりますが、一方、電話事業の進展に伴いまして、御承知のように即時化のサービスがだんだんふえて参っております。私の記憶に間違いがなければ、戦前におきましては、加入者を増設いたしますにつきまして、それに見合う市外回線の増設キロ程といたしましては、加入者一名当たり一キロあるいは一キロ以下の〇・八キロくらいの増設キロ程を持っておったと記憶しているのでございますが、これが第一次五年計画のときには、加入者当たりの市外回線のキロ程がだんだんふえて参りまして、二キロくらい。従って、戦前の二倍ないし三倍くらいのキロ程が必要になって参りました。それから第二次五年計画に入りまして、今年、たとえば三十六年度の予算では、五十万名の加入者、回線にいたしました百七十万キロの回線の増設を予定しておりますので、加入者一名当たり三・四キロになります。三キロ以上になりますので、戦前から見ますと加入者一名当たりの所要市外回線の数が五倍くらいにふえて参っていると思えます。従って、回線当たりの投資額は安くなりませんが、回線の所要数がふえて参りましたこと、こういった回線がふえるに従いまして、またそれを相互に接続交換いたします市外電話局關係の設備、局舎等も増大して参っておりますので、全体としてはサービス改善に

非常に関係があると思いますが、先ほどの回線当たりの単価に見られるように、一加入者当たりの設備投資額は軽減するわけには参らないのでございまして、大体この点は横ばいになっておるような状態でございます。

たならば、料金は一体どうなっておるだろう、まるで天井知らずでとても電氣通信事業というものは成り立たないということになるような計算になるのですが、いかがなものでございましょうか、伺いたい。

○松前委員　そこで少し意地悪い質問になりますけれども、今のような御答弁であるなら、もし技術の進歩がなかったと仮定したら、うんと料金は高くなつたでしょうね。何ら設備投資というものは料金には影響ないというような御説明なら、これは別として、多少は——これは多少どころでなく、私どもは実はもうほとんどこれによって左右されるべきものであると思うのです。それから人件費その他もオートマーションがだんだん普及して参りますにつけてだんだん節約されてきておる、保守技術も進んで参つております。それから大きなケーブルその他を入れるということになりますと、それだけまた、ちょうどアパートを作るようなもので安いくのです。ですからすべての点が、保守の点からも、機械設備の点からも、今の比較はケーブルだけじゃない、機械設備もあわせてだと私は思うのです。だからそういうことになりまして一回線当たりというものが安くなる。機械設備も複雑になったとおっしゃるけれども、それも入れて安くなつておる、これは一応御説明はそうじゃないかと思うのです。そういうことになりまして一体何で料金が安くないのかという、そろそろぼんやりしたわけではありませぬけれども、概念的にそう考へざるを得ないし、同時にもし技術革新が行なわれないで、新しい技術が生まれなかつたならば、料金は一体どうなつておる

と実は見ております。私どもはかつてはやり研究もしました。いろいろなにもやりました。けれどもその目的はやはり国民に対してできるだけ安い料金で話させたいという念願からきておる。技術屋といふことも目的がありま

す。国家に対する目的、使命がありま

す。その場合にそれをどうするかという

に維持するのが適當である、こういうように考へたのであります。

○大橋説明員　技術革新があつたがために建設費が安くなり、サービスがよくなつたということは、これはもう御指摘の通りであります。しかしこれに對して他面技術革新があつたればこそ、最近の電話のサービスというものが非常によくつた、それがために先ほど局長から申し上げましたように、最において相当多くの回線を使わなければならぬことになった、また一方には待遇の改善その他のことも行なわれ

ておるわけで、技術革新によつてそういう節約ができたればこそ、今度もほかの方に相当値上げが行なわれな

いふに、私には見るわけですが、これはどういふふうな御答弁をなさるか知り

ませんが、もう少し正直に、理論的に、合理的に御答弁を願いたいと思

うのであります。

○大泉説明員　私からお答へするのはどうかと思うのですが、実はおっしゃる趣旨は私たち担当者としてしまして真剣に考へたところでございます。で、一応私たちの考へを申し上げます

と思つてございまして。私たち電話事業に携わる者としていたしましては、できるだけ安い原価でサービスを提供いた

したいのはやまやまでございます。また技術革新の効果というものを国民大衆に還元したいのもやまやまでございます。ただ電電公社の現在置かれてお

る使命の一番大事なものは何かという

ものでございまして、現段階におきま

○松前委員　今の拡張計画のやり方や資金計画等についてはあとで論議する

のであります。結局今申されました技術革新の効果というものは、新しい建設投資に向けられておるものと考

へるのでございまして。そこでこれを値下げするということは、建設投資に向

けるべき金額を減らすことになりま

す。その場合にそれをどうするかとい

うことになりまして、私たちはやはり現在の加入者の方々に還元するよりも、まず増設、まず改良ということをやつて、しかる後にその効果を及ぼす

のがいいのではないかと考へたわけでございまして。なおその点につきまして

サービス上国民にはなほだしく不均衡感を持たすような状態になっておるか

ということを考へますと、この料金体系というものは相當歴史的なもので

ございまして、ある程度なまじまじい

て、これをここで原価において全部根本的にいじる、赤字のものは全部値上げ

をする、そのかわり収益の上がつてお

るものは下げるといふことがいいかど

うか、これはやはり諸外国におきま

しても、電信電話料金というものは大体において総合的な原価をまかなうよう

に、そしてそれを価値に従つて個別の

料金に配分するといふ形をとつておる

のでございまして、ここで全体の料金を原価に従つてあちこち大きくいじ

るよりも、やはりこの新しい近代化に即応できる体制にまず直すといふことに

重点を置くべきであつて、原価に即してあちらを上げ、こちらを下げとい

ふことをやるのはむしろ適當でないの

ではないかといふ工合に考へまして、私

たちとしてはできるだけ早く、近い将来においてこれが引き下げに向け

られるといふことを非常に希望いたす

ものでございまして、現段階におきま

○大橋説明員　先ほどお触れ言つたつもりでございますが、現在、営業局長から申しました通り、一方にお

いて私どもは国民の熾烈な電話増設の要望にこたえて、現在積滞しておる申し込みを一日も早く解消させていかなければならぬといふ大きな使命を持

っております。また一方において諸外国に比しておかれておる電話サービスをできるだけ改善していいサービスを

提供しなければならぬ。この二つの目的のためには相當拡充改良の費用というものがかるのでございまして。料金収入の一部を改良拡張費に入れておるのもその趣旨でございます。この改良拡張がいま少し進みまして改良拡張の必要性といふものが薄らいだ場合には、現在の剰余金等を料金引き下げに回すといふこともでき得る時期がむろんくることだらうと思ひます。ただこのところ十年あるいはそれ以上の期間には

そこまでは到達しかねると思ひます。○松前委員　今の拡張計画のやり方や資金計画等についてはあとで論議する

ことにいたしました。今私が伺っておるのは、技術革新によって設備投資が減った、同時にもしこういふふうな拡張計画を遂行するためにこれを回さないならば、料金値下げができるはずだ、このことをお認めになるかならないかというのを先ほどから私は伺っておる。その点については事務局はお認めになっているようですが、総裁はお認めになっていないように伺ったのです。その点はいかがでしょうか。

○大橋説明員 私の答弁の仕方がまずかったかもしれませんが、決してその趣旨に反対しているわけではありません。つまり今日予算収支の上においては、御承知の通り五百億円のうちの六、七億円の剰余金が出ておる。これはおそろく技術革新によって生まれた成果だろと思ひます。従つてこれを改良拡張に回さなければ確かにそれだけの値下げをする余地はある、こういうことを申し上げているつもりでございます。

○大橋説明員 補足して申し上げます。先ほどの私の説明があるいは足りなかったかもしれぬと思ひますが、確かに技術革新の効果というものをできるだけ利用者の方に還元したいものだということを申し上げましたけれども、なお他の一点では、最近総合原価をまかなうということで、利用者の方々の受けられる価値ということも考へて料金を考へていくということも申し上げたのであります。たとへて申し上げますと、地方の新局、これは経営的に見れば赤字のところでございます。しかしながら最近では地方、農村等に対しても電話を大いに普及すべきであるというところで、その方面の電話も大

いに拡充しておるのでございますが、その方の原価が上がったから上げられるというふうなものでもないと思ひます。でございますして、この点は総合的な原価の中でできるだけ国民の皆さん方にお喜びいただける方向に向けて、料金水準も、建設が大事か、改良が大事か、現在の施設が大事か、国家的な要請に従つて考へるべきものだと思います。

○松前委員 私は今資金問題を論議することをおと回ししておるわけでありまして。ただ問題は、技術革新によつて料金を引き下げるような情勢にないんだ、技術革新はそのわずかの部分であつて、そうではないんだというふうな御意見が初めに総裁からあつたから、技術革新によつて生まれた影響というものは料金の問題にはほとんど影響ないのかどうかということだけについて限定して実は質問しておるわけなんです。拡張が必要であるとか、そういう政治的な要求については別問題です。従つて、もし熾烈な電話加入の要求があり、これにこたへなければならぬならば、それは資金運用部資金のことに對する割当を増すとか、そういうことによつてやるべきものであつて、またそれが實際行なわれないから仕方がないからやるというふうなことになるのであります。そういう議論でいふならば、さういふところに到達するのであります。ですから、とにかく技術革新によつて設備投資が十分の一あるいは二十分の一になつておる。それでむしろ値上がりといわれておるような料金値上げの設定であり、値上りがない、この内容というものはもうかつて

からまことにいい都合だ、これはこつちで回してしまへ、まるでどうも国民を愚弄したやうなやり方ではないかというふうに一応考へられる。それも十分の一、二十分の一になつておるのです。半分を利用するといふならばまだ話はおかる。十分の一、二十分の一です。それを全部何もかも設備投資の方に回してしまふ、あるいは次の拡張に回してしまふというふうなことは一体どうだろうか、こういうふうには思ふのであります。この点は大臣はどういうふうにお考えですか。

○小金國務大臣 大へん示唆に富んだ御意見を承りましたが、私は現段階におきましては、今、松前さんの御指摘のよう、技術革新といふものは、技術の進歩発達による恩恵といふものは非常に大きなものだと思ひます。しかしこの技術革新の恩恵をどういふふうにかにこの際配分するかということになります。やはり多少不徹底はございまいしょうが、やはりその恩恵は、これから電話を利用したいという人のために、また従業員のためにこれを活用していくということもやむを得ないのではないかと。加入者そのものに主としてその恩恵を返すということも、理論的には私は確かにいふべきではないかと思ひます。現段階では非常に多数の——私の記憶では現在の電話加入数の三分の一近いものが滞留しておるのではないかと、こういうふうにお考へております。技術革新の恩恵と、今までの加入者のお支払いになるいろいろな料金等によつてこれを解消していくといふふうな考へ方も、この際は私はやむを得ないのではないかと。理論としては私は松前さんのおっしゃることも

十分うなすけま。

○松前委員 ただいま現実問題として、仕方がない処置ではないかというやうな大臣の御説明でありましたが、たとへばここにあらうかういふ物が百円して、それが今度は十円か五円で買えるようになった。その間に大きなマージンがあるにもかかわらず、これをどこに還元するかということが私は基本的な問題だと思ひます。そこでもしこの問題について公平に行なうとするならば、これはせめてマージンのところは半々に、たとえば加入者に半分、あとは従業員やあるいはまた拡張にあつたの半分、こういうやうなやり方をするのが当然なことであつて、それを全部が全部投資の方へ、また次の拡張の方に、いい都合だからというわけではいふまでもなく、そういうやり方ではいつまでたつても料金の低減などということにまで到達しません。やはりわれわれは永遠に生きておるわけじゃないんだから、生存中にその人にある程度の恩恵だけは与へるべきものである、こう思ふのです。こういう見方に対して、とにかく全加入者に対してはこれは回してないといふと見失つてかえらない、還元されてないといふと見失つてかえらない。そういう考へ方の上に立つてやるべきものであると思ふんですが、どういふふうにかこの点についてはお考へになつておるか、伺いたい。

○大橋説明員 ただいま御指摘の技術革新によつて得られた経費の節減といふことは、安くなった、その恩恵を現在の加入者には少しも返してないのではないかと。これはどうもいかがかと考へます。現在も料金を輕

減するという方法では返しておりませんが、そのサービスをよくするというところで相当の分量のものは返つておると私は思ひます。

○松前委員 これは水かけ論になります。そこで次に質問したいことは、技術革新に伴つていろいろな新しい設備、しかも設備投資がだんだん減つていく可能性が生まれてきているのは世界の動向であります。そして一日も技術の研究を怠つてはならないのであります。ところが、現在これだけの利益を得ておるにもかかわらず、電気通信研究所の予算はわずか十八億、日立製作所さへも、あの私企業であつても技術の研究のために研究所の経費として二十五億を計上しております。あの大企業であるところの電電公社、しかもいわゆる特権の上にあぐらをかいて経営しておるところの独占企業である電電公社が、わずか十八億しかこの技術革新のために次の世代を作るところの技術の研究にはお金を出しにしない。日立製作所は次の時代のために、その營業の目的であるといへども、企業の目的であるといへども、二十五億は出してあります。こういうのが一体ほんとうに明日の技術革新に備へる体制であるかどうか。技術革新の恩恵はそれはあつたから受けておこさう。ふところには全部入れてしまふ。ほとんど還元しない。こういう欲ばり方式で、ほんとうに当面のことばかり、こつちで張りやうといふやうなことは、私は、私は電信電話事業の将来はあふないと思ひますが、いかがでしょうか。

○大橋説明員 技術研究のために力を注がなければならぬことは全く同感で

いと思つております。

○松前委員　まあそういう御答弁であらうと思うのでありますが、とにかくにも非常に多くの問題を含んでゐる。しかも根本的なところに、なお事務的にだけ考慮すべきでないという問題を含んでおるといふことに對しまして私は指摘をしたつもりであります。が、これに對しては大臣はどういう感

懷を持っておるか伺いたいと思います。

○小国務大臣 私の感懐といたしま

ひに重要な今後の政策あるいは方金決定に対しての参考になる御意見と拝聴いたしました。

○松前委員　そこで、国内電信電話の料金と国際的な電信電話の料金、この

関連性について質問したいと思うので
す。

まず第一に伺いたいことは、国際通信について電電公社が関心を持っておられるか、ということ、国鉄電言電舌未

式会社の持ち株の一割を保有しておられる現実から見てもわかるのであります。

す。国際電信電話株式会社と電電公社とは通信としての一体的な関連性がある。

る。この一体的な世界通信網につながる一環としての国際電信電話株式会社

に對して一割の株をお持ちになつておられる。この一割の株を持たれるその
意思は一本どこにあるか。国祭電氣通

信に対してどのような要求を持ち、またこの会社に対して具体的にどうい

ような行動をとっておられるか、この点について公社当局の御答弁を願いた

○横田説明員 ただいま御指摘のありました点は、電気通信といたしまして

は国内、国際、非常に密接な關係を持っております。われわれは今後も相協力して手を携えて電気通信の發展に努むべきであるというふうに思っております。

ただ、ただいま株のお話でございますが、これは先生もよく御承知のように、前は国内あるいは国際両方とも電電公社がこれを所掌しておったわけですが、国際の諸情勢に弾力性を持って対処していくというような意図で、国際関係の通信は国際電信電話株式会社を通じてこれに当たってもらう方が妥当であろうということで、あるいは会社ができたわけでありまして、その際に公社といたしましては、国際

電信電話に提供さるべき施設を現物出資いたしたわけであります。それに基づく株を一部持っておるわけでありまして、株の所持の問題についてはそういういきさつであることは先生もよく御承知の通りと思います。

○松前委員　私が承りたいと思うのは、どういう意思をもってこの一割の株を行使しようとなさっておられるか。そしてその相関関係については、とういう密接な関連性を将来持たせようとしておられるのか。これは料金問題と密接な問題でございますから伺いたいのでございます。

○横田説明員　ただいまお答え申しましたように、国際電信電話と国内の通信との間に仕事の上で密接な関係を持っているということについてはそういうつもりで処しておりますし、また郵政省においてはそういう意味でわれわれに対して御指導願っておると思っておりますが、ただ株を通じて国際電信電話株式会社を支配するとかという

ようなつもりは毛頭ありませんので、株の問題については、先ほどお答えいたしましたように現物出資ということからこういう問題が起こったということとでございます。

○松前委員 これは現物出資でしたかな。それをもう一ぺん御調査願いたいと思うのです。その通りですか。そうじゃなかったように思いますが……。

○横田説明員 その点は、私はあの当
時間係いたしておりますので、まず
間違いないと思います。もし間違つて
おりましたら訂正いたしますが、まず

○松前委員 間違いないと思うじや
ちょっと困る。

○横田説明員 私もあまり記憶のいい方ではないのですが、その当時非常に密接な関係を持っておりましたのでまず記憶に間違いのないと思っておりますが、今法文を調べましたら、やはりそういうようになっておりまして、国際電信電話株式会社法附則の3、4に、「公社の現物出資等」と書いてありまして、「日本電信電話公社は、公社の設立に際し、会社に対し、現物出資をすることができ。」「公社は、日本電信電話公社法第六十八条の規定にかかわらず、会社の設立に際し、国会の議決を経ないで、同条に規定する設備

を会社に対する出資の目的とし、又は会社に対し譲渡することができる。」ここにいうふうになっておりまして、現物出資であります。

○松前委員　そうすると、あの法律が通ったときはいわゆる現物で出資されたのですか、それとも現金で出資されたのですか。国際電信電話株式会社に施設も所有権もすべて移ったので、そ

の株の始末に困ったからその株のうち一割だけを電電公社は買った、こういういうことに私はなると思うのだが、どうですか。

○横田説明員　私、当時経理局長をし

ておりまして、私の記憶にまず間違いないと思いますが、現物出資いたしたのであります。金で出資したのではありません。

○松前委員 まあ現物出資とかなんとかいうことは大した問題じゃありませんが、問題は、国際電信電話株式会社との間にどういうような将来性をとおろえになっておられるか。国際通話等をやった場合において料金やその他をただだ事務的に計算するというだけの問題

でなくて、やはりそこに将来密接な関連性を考えておかなければならない問題だと私は思う。ことに太平洋の横断ケーブル等ができたと仮定するならば、その場合のごときはそこにやはり当然国際電信電話株式会社に対する具体的な態度を必要とするものだ。一割というのはただ現物出資しただけで何でもない、それではそんなものはどんなやめてしまつて、そしてそれをこちらの方の加入者の増設その他に必要だ必要だとおっしゃるならそこへお使ひになつたらいじやないか、こういうふうにも思うのですが、どうです

のによって、国際電信電話会社に対して電電公社がいわゆる支配権を持つというようなことは決して妥当なことではないだろう、こう思っておるわけがあります。国内、国際ともに手を相携

えてやっていくということにつきましては、ともに政府の監督のもとに手をつないでいくというようなことに相なっておるものと存じております。

○松前委員 この国際電信電話に關して今後の國際線というものはだんだん拡充されてくるに従つて密接な關連性を持つてであります、その場合、たとえばアメリカとの間に國際電信電話株式会社の交換局か、いわゆる市外交換局か、國際交換局かに入つておる、

そしてまた電電公社の市外交換局に入るとか、こういうような相關關係については具体的な取りきめがなされておりますか。

○大泉説明員 國際電信電話会社と電電公社との間には業務の委託の協定がございまして、國際通信の国内部分につきましましては国内通信を扱うと大体同様の料金をいただきまして、こちらの方が業務を受託しているものでございます。

○松前委員 國際電信電話株式会社がアメリカとの間に協定しておりますあの國際線の問題に対して、一応電信

ますか。それとも電電公社の技術的な水準というものを生かして国際線もかくあるべしというような意味において、通話の安全をはかる、すなわち完全な通話ができるようにしたい、こ

ういう意図のもとに相互の交渉をなさ
 ざっていらっしゃるかを伺いた
 いと思います。また郵政省はそういう
 ことをなさしめておられるかどうか、

その配慮があるかどうか伺いたい。

○松田政府委員 お答え申し上げます。

現在までの電信あるいは電話の連絡につきましましては、特にアメリカとの関係においては無線で行なわれておりますので、無線電話あるいは無線電信と

通信連合でもその問題を取り上げてお
りますが、その問題につきましては電
電公社も国際電電も相ともに協力いた
しまして会議に出席し、あるいは意見
をまとめまして臨むことになっており
ます。

○松前委員 有線の太平洋横断ケーブ
ルについては共同施設というような格
好になっておるといふふうに聞いてお
りますが、どういふような格好の共同
施設になっておるか、所有権の分野そ
の他はどういふふうになっておるか、
それを伺いたいと思います。

○松田政府委員 現在の太平洋ケーブ
ルの問題につきましては、まだ最終的
な決定に至っておりませんので、ここ
で最後の結論としては申し上げるわけ
には参らないのでございますが、大体
の考えといたしましては、アメリカと
ヨーロッパの間に行なわれております
ような世界的な一つの方式というもの
のとりまして、従いまして日本と
アメリカ間のものにおきましては、あ
る部分につきましては共同所有、ある
部分につきましては破棄し得ない使用
権と申しますか、それによって実際の
効果というものはほとんど所有権と同
様のものであるというような形で処理
することになっておる次第であります。

○松前委員 その場合、共同所有とい
うもののケーブルがわが国の領土内
に入り込んできて、そうして交換局内
に入り込んでくる、こういうような場合
においては、これは少なくとも外国の
通信事業がわが国においてはほんの一
たりとも経営されるという格好になる
わけですか。そういうことが法律上許さ
れるかどうか、この点について研究さ
れましてか。

○松田政府委員 その問題につきまし
ては私も慎重に検討を進めており
まして、最終の段階までにはその点の
調整のとれた考え方で処理をして参り
たいというふうを考えております。

○松前委員 少なくともこれは法律を
変えなければできないのじゃないかと
私は思うのだが、その点はどうです
か。

○松田政府委員 まだ最終的な形がき
まっておりませんために、ここで最終
的な断言ははばかるわけではございま
すが、私どもは現行法でまかなえるよ
うにその処理をやつて参りたいという
ふうに考えています。

○松前委員 法律が許さなければどう
なさいですか、まかなえない、どうで
すか。

○松田政府委員 私どもの考えとしま
しては、現行法でまかなえるものではな
いかという方式を考えておる次第であ
ります。

○松前委員 おそらく、これは非常に
むずかしいと申しますか、法律に抵触
する問題である、従つてまかなえるよ
うに何か工夫をこらしたいというよう
なお話のようであります。いずれにし
ましてもあまり無理をして裏口ばかり
通るようなことでは健全な通信事業の
発達を将来とも妨げるし、国際間の問
題にも悪影響を及ぼす私は思う。こ
のようにしてとにかくここに有線電氣
通信法というものが提案されておる。
その中にはたまたまのような国際間の
問題も含み得ると私もは見えておる。
それでその問題がまだ必ずしも確信あ
る御答弁ができないような情勢にあ
る。しかも国内の通信におきましては

たくさん問題を含んでおる。先ほど
来申し上げましたように、これはここ
においてになる皆さん方みんな同じよ
うな感じをお持ちになったと思うので
す。何も私はいわゆる歪曲した意味に
おいていたずらな発言をしていって
りではございせん。技術革新の現状
において、その設備投資と料金との関
連性、将来の事業運営に対するこれら
のマージンをどのように配分するか、
この基本問題について私はまじめにた
だして参つたのであります。大臣もこ
れをお認めになった、国際問題につ
いてもなお疑問を残しておる、こうい
うときであります、この法案の内容に
対しましては、今早急にこれを通す
ということはやはりどうも少しずさん
じゃないか、もう少し準備を必要とす
るのではなからうか、こういうふう
に実は考えるものであります。この点に
つきましてもう一ぺんお考え直しに
なつて法案を出し直すというような考
えがあるかどうか、もう一ぺん大臣の
所見を承つておきたいと思つて。

○小金国務大臣 それは今後検討すべ
き問題を含んでおると思つては、
も、現実のこの段階におきましては、
この法律案をぜひ御承認願ひまして、
すみやかに国民の要望にこたえて、そ
してこたえながら今御指摘になつたよ
うな根本問題をあわせて考えていつて
も決して誤りはない、(その通り)と
呼ぶ者あり、) こういうふうにお考え
を申します。これはぜひこのまま御審
議を願ひまして、国会の御承認を得た
いと考えております。

○松前委員 これはあなたの立場では
撤回できないと思ひますけれども、
ともかくにもただいまのような内容

を包蔵し、国際間にもなお疑問を残し
ておる、この点は今の通りとおつ
ておられる方々でも認めておい
でになるようです。私どもとしては、
これはもう少し練り直さなければいか
ぬのじゃないか、とにかく根本的な問
題に触れておるのですから、拙速もど
うかと思はれるのであります。明日
の電信電話事業の発展のために、こ
れにはほとんど準備がない、技術の研
究その他に対してはほとんど準備がない、
多少やつてあるという話であります
が、民間の企業でさえこれに上回る思
い切つた態勢をとつてどんどん前進し
つつある、こういうときでございま
して、私どもは、この法案の内容に對し
て、非常に遺憾な点が多いことを指摘
せざるを得ないのであります。これは
御答弁はもう承る必要はありません
が、こういう意味におきまして、この
法案の慎重審議と、同時に、できるな
らこれが御撤回になることを希望しま
して、私の質問を終わります。

○山手委員長 この際、午後二時まで
休憩をいたします。

午後三時二十四分開議

○山手委員長 これより再開いたしま
す。

休憩前に引き続き質疑を続行いたし
ます。安宅常彦君。

○安宅委員 私はきょうはおもに電話
の料金問題を中心に、郵政大臣並び
に公社の総裁その他担当の皆さんに御
質問を申し上げたいと思うのでありま
す。

まず第一番目にどうしても聞かかけ
ればならないことがあるのであります
が、三月四日の朝日新聞にこういうこ
とが出ております。文章は少し省略い
たしますが、閣議の席上郵政大臣が、電
話料金を合理化するものであつて、こ
れが実現すればかなりの料金値下げ
になる、こういう説明を行つた、それ
で氣をよくした大平官房長官が、こ
の法案は池田内閣唯一の値下げ法案であ
る、東京―大阪の例をとつて新聞記者
団に説明をやつたところが、大阪の方
が高くなつてしまつたので、問題は逆
効果になつてしまつた、いずれそのう
ちもつと調べてお話ししたい、さうい
ふ意味のことが書いてあるものでありま
すが、これは郵政大臣が来られまし
たらあとで大臣にも聞きまされども、
どういふように公社当局は大臣の耳に
入れたのか、ぜひ伺つておきたいと思
ひます。やはりそのように池田内閣唯
一の値下げ法案である官房長官に言
わせるような、いわゆるかなりの値下
げになるのだというふうに説明したの
でございませうか、その辺総裁一つ……。

○大橋説明員 私はさうこまかいこと
を大臣に説明したことはございませ
ん。

○横田説明員 これは大臣にもいろいろ
る資料を前提にしましてお話し申し上
げたわけでありまして、その中に東
京―大阪の表も出ておつたと思ひま
す。東京―大阪は御承知のように現在
二百九十円、これがさしあたりは三分
一分、それが機械化されていくと距離
別時間差法で、四秒七円の時間差にな
るのであります。東京―大阪は三百
十八円ということ、ちょうど三分の
ところはおそらくと高くなりますが、し

を包蔵し、国際間にもなお疑問を残し
ておる、この点は今の通りとおつ
ておられる方々でも認めておい
でになるようです。私どもとしては、
これはもう少し練り直さなければいか
ぬのじゃないか、とにかく根本的な問
題に触れておるのですから、拙速もど
うかと思はれるのであります。明日
の電信電話事業の発展のために、こ
れにはほとんど準備がない、技術の研
究その他に対してはほとんど準備がない、
多少やつてあるという話であります
が、民間の企業でさえこれに上回る思
い切つた態勢をとつてどんどん前進し
つつある、こういうときでございま
して、私どもは、この法案の内容に對し
て、非常に遺憾な点が多いことを指摘
せざるを得ないのであります。これは
御答弁はもう承る必要はありません
が、こういう意味におきまして、この
法案の慎重審議と、同時に、できるな
らこれが御撤回になることを希望しま
して、私の質問を終わります。

○山手委員長 この際、午後二時まで
休憩をいたします。

午後三時二十四分開議

○山手委員長 これより再開いたしま
す。

休憩前に引き続き質疑を続行いたし
ます。安宅常彦君。

○安宅委員 私はきょうはおもに電話
の料金問題を中心に、郵政大臣並び
に公社の総裁その他担当の皆さんに御
質問を申し上げたいと思うのでありま
す。

まず第一番目にどうしても聞かかけ
ればならないことがあるのであります
が、三月四日の朝日新聞にこういうこ
とが出ております。文章は少し省略い
たしますが、閣議の席上郵政大臣が、電
話料金を合理化するものであつて、こ
れが実現すればかなりの料金値下げ
になる、こういう説明を行つた、それ
で氣をよくした大平官房長官が、こ
の法案は池田内閣唯一の値下げ法案であ
る、東京―大阪の例をとつて新聞記者
団に説明をやつたところが、大阪の方
が高くなつてしまつたので、問題は逆
効果になつてしまつた、いずれそのう
ちもつと調べてお話ししたい、さうい
ふ意味のことが書いてあるものでありま
すが、これは郵政大臣が来られまし
たらあとで大臣にも聞きまされども、
どういふように公社当局は大臣の耳に
入れたのか、ぜひ伺つておきたいと思
ひます。やはりそのように池田内閣唯
一の値下げ法案である官房長官に言
わせるような、いわゆるかなりの値下
げになるのだというふうに説明したの
でございませうか、その辺総裁一つ……。

○大橋説明員 私はさうこまかいこと
を大臣に説明したことはございませ
ん。

○横田説明員 これは大臣にもいろいろ
る資料を前提にしましてお話し申し上
げたわけでありまして、その中に東
京―大阪の表も出ておつたと思ひま
す。東京―大阪は御承知のように現在
二百九十円、これがさしあたりは三分
一分、それが機械化されていくと距離
別時間差法で、四秒七円の時間差にな
るのであります。東京―大阪は三百
十八円ということ、ちょうど三分の
ところはおそらくと高くなりますが、し

を包蔵し、国際間にもなお疑問を残し
ておる、この点は今の通りとおつ
ておられる方々でも認めておい
でになるようです。私どもとしては、
これはもう少し練り直さなければいか
ぬのじゃないか、とにかく根本的な問
題に触れておるのですから、拙速もど
うかと思はれるのであります。明日
の電信電話事業の発展のために、こ
れにはほとんど準備がない、技術の研
究その他に対してはほとんど準備がない、
多少やつてあるという話であります
が、民間の企業でさえこれに上回る思
い切つた態勢をとつてどんどん前進し
つつある、こういうときでございま
して、私どもは、この法案の内容に對し
て、非常に遺憾な点が多いことを指摘
せざるを得ないのであります。これは
御答弁はもう承る必要はありません
が、こういう意味におきまして、この
法案の慎重審議と、同時に、できるな
らこれが御撤回になることを希望しま
して、私の質問を終わります。

○山手委員長 この際、午後二時まで
休憩をいたします。

午後三時二十四分開議

○山手委員長 これより再開いたしま
す。

休憩前に引き続き質疑を続行いたし
ます。安宅常彦君。

○安宅委員 私はきょうはおもに電話
の料金問題を中心に、郵政大臣並び
に公社の総裁その他担当の皆さんに御
質問を申し上げたいと思うのでありま
す。

まず第一番目にどうしても聞かかけ
ればならないことがあるのであります
が、三月四日の朝日新聞にこういうこ
とが出ております。文章は少し省略い
たしますが、閣議の席上郵政大臣が、電
話料金を合理化するものであつて、こ
れが実現すればかなりの料金値下げ
になる、こういう説明を行つた、それ
で氣をよくした大平官房長官が、こ
の法案は池田内閣唯一の値下げ法案であ
る、東京―大阪の例をとつて新聞記者
団に説明をやつたところが、大阪の方
が高くなつてしまつたので、問題は逆
効果になつてしまつた、いずれそのう
ちもつと調べてお話ししたい、さうい
ふ意味のことが書いてあるものでありま
すが、これは郵政大臣が来られまし
たらあとで大臣にも聞きまされども、
どういふように公社当局は大臣の耳に
入れたのか、ぜひ伺つておきたいと思
ひます。やはりそのように池田内閣唯
一の値下げ法案である官房長官に言
わせるような、いわゆるかなりの値下
げになるのだというふうに説明したの
でございませうか、その辺総裁一つ……。

○大橋説明員 私はさうこまかいこと
を大臣に説明したことはございませ
ん。

かしこれはたびたび御説明いたしますように四分、五分のところは相当安くなつておるのであります、そういう意味でお客さんの方からいうと、これは従来に比べてむしろ有利であるということ、われわれとしても全体的に申せる、こう思つております。

○安宅委員 そうすると大体副総裁がそういうことを郵政大臣に申し上げたということを確認してよろしゅうございますか。

○横田説明員 私だけが御説明申し上げたわけではございませんが、そう御了解願つてもよろしゅうございます。

○安宅委員 どうもそういうことを言われてはなはだ困ると私も思ふのです。だから大平官房長官が赤っ恥をかかようなことになる。上がるところがあるわけですから、それで先ほども答弁しておりましたし、きのうの質問にも答弁を皆さんはしておつたようですが、どういふ答弁かというところ、値上げにはならないが値下げにもならない、こういう方針だと正式の委員会では答弁をしておるわけですか。ところがPR用には盛んに、安くするのだ、安くするのだとあなたの方では宣伝これ努めておる。これははなはだ申しからぬ態度ではないかと思うのですが、その辺はどうですか。

○横田説明員 これはたびたびここで総裁からも説明がありましたように、今度は安くするために料金改定をするのだということが表面の問題ではなくて、料金水準としては同一水準としていく、ただでこぼこ調整をしていく場合に、でこぼこ調整ということになりますならば、従来より幾分高くなるどころについてできるだけこれを配慮

していくということをやらざるを得ない。従来安くなるところは当然安くなる、こういうことをやらなければならぬので、全体としては、結論として三十億円何がしというものが、三十四年度決算としてそれだけの減収はやむを得ないという結果になる。その結果ということが何かといふと、結果論としては、これだけの総合的な意味の料金値下げということにならざるを得ない。しかし値下げを今回は目的としたのじゃない、こういうことであります。

○安宅委員 それでは総合的にはや値下げになるから大平官房長官の話というのは間違つていない、こういう態度であるのかどうか、政務次官どうですか、それは。あなたの見解を聞いておきたいと思ひます。——副総裁でもいいです。

○横田説明員 先ほど申し上げた通りでありまして、今度は料金の合理化調整を目的にいたしておるので、初めから値下げを目的にしたのじゃない。しかしでこぼこ調整の結果、われわれとしてもお客さんに及ぼす影響をできるだけ全体的に有利にしていきたいという結果の調整をはかったので、三十四年度決算を前提にすれば三十億円何がしというものの減収案にならざるを得なかった。そういう意味で総合的には、わずかなではあるけれども値下げという結果になった、こういうことである。――

まつておる、こういう意味の答弁があったのであります、これはどうですか。三十四年度の決算期で三十億円の減収になる、その次の年は五十億円で、その次の年は七十億円だということ、営業局長はきのう答弁しておりました、そういうふうにならざるを得ない、私は去年の十月まで電電公社の職員としておつたんですから、そういうふうな向きみたいな答弁でたまさかれないつもりなんです、そうなりますか。

○大泉説明員 おっしゃる趣旨がちょっとよくわからないのでございまして、この前申し上げました通り、この説明を申し上げておりますのは、私たちが事務的に考えまして最も正しいと思う数字を申し上げておるのでございまして。そこでこの問題について昨日申し上げましたのは、三十四年度の決算数字において三十億円の減収であることと申しますのは、距離を直線ではかることによる減収、手動を三分一分制にすることによる減収、それから距離別時間差法を適用し、準市内通話制度を実施することによる自即化関係の減収というものを合計してこれだけに、これはおのおのこれに对应します通話量というものに依じてこの計算が出てくるわけでございます。それで、三十四年度の決算というものは、ただいまあります一番新しい決算の数字であるから、これをもとにお話し申し上げておるのでございますが、三十六年度、三十七年度についてはどうなるか、三十六年度は予算の数字がございまして、これに当てはめて考えてみると、これは四十億円の減収になるという計算になります。

は同じ計算方法でやっておるわけでございます。三十七年度はどうなるかと申しますと、予算もできておりませんし、またその場合における需要見込みもできていないのでございまして、かりに同じ方法を適用すると年間約五十億の減収になる、ただしこの法律は三十七年度の半ばから実施するということになっておりますので、年度の減収見込みは二十五億ということに大体なるのではないかと、こう思つておるのでございまして。そこで、この私たちの見込みに対して将来どのようになつていくかということにつきましては、毎々申し上げます通り、特に自動関係、距離別時間差法については利用増が長い間には期待される、しかしそれは一体何年間でそのようになっていくかということが、これはその地区の事情によつて違つておるので、私たちは企業努力としてできるだけ皆様ご便利で、もっと大いに使いたいというぐらゐにやつていただいて、できるだけ早くこの減収というものが埋まるように努力したい、このように申し上げたのでございまして。

○安宅委員 それでは申し上げますが、三十四年度の決算と何と比較して大体三十億円の減収だと言つたのか、これは非常に知能的な言い方だと思ふのです。あなたは、そういうふうにつつつかれると、あつて、だんだん努力をして、なるべく早い機会に黒字にしたい、減収にならないようにしたい、こゝろおっしゃつておる。私どもの計算によれば、三十四年度と三十五年度の間の電話の加入者数、その通話度数、それから回線数や何か、そのとき

のやつを計算して、そして三十億だ、三十億だ、減収だ、減収だと言つておる。ところが午前中に問題になりましたように、回線の数も電話の数も、それから特に自動改式に伴う一回回せば七円ずつかかるやつが幾何級数的にふえておる。そういうふうになつて、あなたの方の料金の策定そのものが、今までもこれを基礎にして、そうして特急や急報というものの間あたりに——その次あたりですか、自動改式になつた分の料金をすばと当てはめておる。こういう件数がすばらしく多くなつておるから、これを計算に入れば、もうことしから赤字にならぬようなそういう事態をちゃんと頭に入れておつて、皆さんの方では三十億の赤字だ、赤字だと言つておるんだ、こゝろいうようにしか理解できないような資料をわれわれは持つておるので、その辺どうなんですか。

○大泉説明員 どうも安宅先生のおっしゃる御意見がどこから出たのか、私理解しかねるのであります。私たち、これはまじめに計算しましてこの通りになつたのでございまして、この計算の方法につきましては昨日も御説明いたしました、取り扱ひ数というこの料金制度をとることによつて、現在の料金制度の場合と新しい料金制度の場合とはどれだけ差があるかということと比較したものだということを申し上げたのでございまして、その場合に通話量がどのように変動するかというところを想定に入れないければならぬ。今先生のおっしゃるのには、おそらく通話量が非常にふえるから、それでカバーできるんじゃないか、こゝろこゝろこゝろと思ひますが、その点

につきまして、昨日も御説明申し上げました通り、手動通話については、三分・三分が三分・一分になる。基本の三分は同じ料金を取るというところから、そう大きな利用増というものは期待することはできない、われわれとしては通話数は同じであるという考えで計算をいたしました。その次に自動通話につきましては、三分未満の短い単位で料金をとりますので、相当通話が短くなる可能性もある。これをどう見込むかということについてまことにむずかしいのであるが、われわれとしては通話時間と通話の量をかけた総体というものはとにかく減らない。つまり利用数においては相当ふえるというようなことを計算に入れて——これは実は見方はいろいろあるのですが、結局私たちがとしては、区間によつては五割から一〇割の利用増を見たことになるのである。ところが、そのような計算の基礎の上にそれだけの減収になる、こう申し上げただけでございす。しかし、しからばこれだけで利用増がとどまるか、こう申し上げますと、私たちはこのスタートのときにはこの程度に見込むのが一番適当じゃないかと思うのでございす。将来どんな利用増がふえるかどうかという問題につきましては、私たちとしてはこのような便利な、いわば市内通話に似たような形式になってくることによつて、次第に電話が使いやすくなつてふえてくるんじゃないかということを期待すると申し上げたわけでありまして、これは昨日も受田先生から御質問があったかと思いますが、この自動通話の基礎がだんだん広がっていきまして、相当の利用増というものが

なければ、とても簡単に、この三十億というものは埋め合わせがつかない、このように考えておるわけがございす。ただ何べんも申し上げます通り、私たちはこの減収というものは全体の規模から見れば——金額は相当大ききうございす。全体の経営規模からすれば、われわれの経営努力でできるだけ将来に悪影響の及ばないよう努力すべきもの、こう考えているということを申し上げたのでございす。計算の基礎は決してうそ偽りはございせん。もしその点について御疑念がございすれば十分御説明申し上げます。

○安宅委員 たとえば十一月ごろあるいは九月ごろですか、そういう時期に想定されるところの加入者の数、それから通話度数、それからその他のいろいろな計数を入れて、そうして料金を改定したならばこうなるというふうに計算したのではなくて、三十四年度当時の実数を改定した場合にこうなる。ただ当てはめたのだというふうにとれるあなたの方の答弁だったから、その辺をよく聞きたいんです。三十四年度に当てはめてあれば、これは電話機の数ばかりじゃなくて、その構成までみな違ってくるわけですからね。決算は三十四年度の分しかあなたが出していないとおっしゃる。それでは新しい計数で出したのか。三十四年度を基礎にしてその当時の状態において料金改定した場合にどうなるかということ計算しているんです。どうなんですか。

○大泉説明員 三十四年度は決算数字でございすので、通数、料金その他明確でございす。三十六年度は予算でございすので、これは見込みでございす。しかし計算は同じ計算方法で、これも見込み数字というものが今の料金体系でやった場合と新しい料金体系でやった場合には、どれだけの差が出るかという計算をしてみたのでございす。

○安宅委員 どうもその辺が……。だから三十億の減収ということを盛んにあなたの方では宣伝しておるけれども、しかしやってみないとわからないというところを委員会が盛んに主張するところにくさいところがあつた。三十四年度、それから三十六年度の予定数というものは同じ計算方法でやった、こういうふうにおっしゃるのではありませんが、それだったら算術計算ですつとそのままではめれば三十億円の減収になるかもしれないが、その状態というものは三十四年度の決算期とは大へみ違つてゐるはずだ。僕はそれを、すみまて出てゐるはずにあなたの方ではずるくて言わないのではないかとと思うのですが、その辺どうですか。

○大泉説明員 決してずるく申し上げてゐるわけではございせん。私たちが経営の常識といたしまして、将来の見込み数字については計算はこの通りでございす。こう申し上げてゐるだけでございます。何らかには隠してございすことではないのでございす。

○安宅委員 それではきのう、ただいまのような方向でいくと三十七年度は五十億くらい、三十八年度は三十七億十億くらい減収になる計算に相なりますという答弁をあなたはしておる。これは速記録に残つておるはずですが、そういうふうになりますか。

○横田説明員 先ほどから営業局長が専門的にだいたい説明して御納得いかないのですが、これはすぐ納得していただけるのではないかと思います。三十四年度というのは先生よく御承知の通り、三十四年度は市内通話がどのくらいあつて市外通話がどのくらいあつたというところは全部わかつておるのですから、それを前提にして現在の制度のまま計算すると三十四年度の決算数字そのまゝの数字が出てくる。今度の料金に改定したとすればどのくらいの計算になるか、これも出るはずで、これを比べてみると三十四年度の決算では三十億円ちょっとの差があるというところを申し上げてゐるので、これは非常にはっきりしてゐる。ところが今度三十六年なり三十七年になると、この通話がどのくらいになるかというところについてはある程度仮定をしないといつてはならない。その場合どういう仮定を立てたらだんだんふえるだろう。これは仮定はどういうふうになるかといふことです。通話がだんだんふえて参りますと、通話がだんだんふえて参りますと、従つて三十四年度の通話よりも量が多くなるわけですから、現在の料金制度の場合と三十四年度より三十六年度が今度差が多くなる、これは当然だと思ひます。その計数を申し上げたわけでありまして、その計数をもう一ぺん営業局長から御説明申し上げます。

○安宅委員 だからこういうことなんです。国民向けの三十億の減収というのは、今度委員会からは、あなた方は三十六年までの想定だからわからないうとおっしゃる。国民向けは三十億円の減収だといふが、それは三十四年度の決算期の実勢を引き直して、そうして料金改定した場合に三十億円の減収になるのです、というところはいわゆる言葉の言い回しのうまさといひますか、そういうことがあるのではないかと。その証拠には、二十八年度の第一次五カ年計画が始まつて以来、電電公社の収入というものはもうどんどんふえてゐるじゃないですか。それをひた隠しに隠しておいて、ただ一年だけの減収を作つてそれで減収になる。どだい基本料金の計算の仕方、つまりたとえば時間単位の市外通話の場合でも、計算の仕方そのものが、あるいは公衆電話の料金の計算の仕方、単価そのものが二十八年のときにどだい高く見積もつておるからあなたの方では笑いがとまらないほどつともうかつてゐるので、三十四年のときにはなるほどさういふふうになれば減収になるかどうか知らぬけれども、その当時と三十六年の場合には、もう計数的に電話の数もそれから電話の種類もみな違つておる。電話の料金のかけ方が待時通話よりも即時の方がえらいふえておつて、そのためにまた料金の収入もぐつとふえておる、こういう状態を国民が頭に置いてゐないのをうまいことにして、さうして三十六年度のときは赤字だ、そこに引き伸ばせば減収だといふことは言ひけれども、一般向けにはただ三十億円の減収になるほどの、これはいさば値下げ法案に近いようなものではないか、こういうことをみんもそう受け取つてゐるから、私はそれを明確に答弁してもらわなければ困るのです。

○横田説明員 先ほど来申し上げましたように、これはほんとにうまいことでも何でもないので、三十四年度はす

に電話がどのくらい、市外がどのくらいあったということがはっきりしているのですから、それによって収入が決算の何ぼになる、これは現行料金で何ぼになるということははっきりしているわけですね。それを今改正する料金に置きかえてみたら幾らの収入になるかという計算をしたのが三十億何がしという減収に、比べてみると、これははっきりしている。これはもう偽りも何もない。ただ今度はお客さんは確かに便利だと思ひます。それから距離別時間差法になればお客さんにも大へん便利だと思ひます。ただし距離別時間差法になったときに、今度が必要がどのくらいふえるだろうか。この点は今後の問題としてなかなかわからぬところがあるのです。これは欧州各国でやって、それぞれ距離別時間差法に直したときに、電話がふえたパーセンテージも違いますし、いろいろ違うので、日本でどのくらいふえていくだろうか、これは今後やってみたいとなかなかわからぬ問題で、これがお客さんに大へん喜ばれて思ひのほかにお客さんの需要が急に非常なふえてきたということになれば、今の料金と今度の改正料金とによって落ちる差額というものが、通話が非常にふえることによってカバーできて年限が少し早くなる、それがふえなかったら少しおそくなる、こういうことはあり得ると思ひます。そういう意味で将来の、便利な制度になったときに通話がどのくらいふえるだろうかという予想についていろいろ問題があると思ひますが、三十四年度のものには非常にきりきりしてあるので、すから、これが従来の料金と今度の料金に置きかえてみた場合にどのくらい

の収入の違いがあるだろうか、これはもう偽りのない数量がそのままだ数字に出るわけでありまして、その辺は御了承願ひたいと思ひます。

○安宅委員 ですから、三十四年度のときのそういう実数でもって引き直して見たのを、まさか三十六年度の改定期のときの予想と比べるわけにいかないでしょう。比較することはできないでしょう。だから、三十四年度のときにやったとするならば年間三十億何くら減収になった、こういう意味ではないかと聞いておるのです。

○横田説明員 三十四年度につきましては今お話しした通りです。三十四年度のそのままだ状態で、従来の料金と今度の改正した料金で計算してみるとこれだけの違いがある、その通りであります。

○安宅委員 ですから、三十四年度のときはまるっきり現在とは違つておるのです。三十四年度のときから改正するのではない。ことしからやろうとしておるのです。だから、そういうことになれば三十億何らの減収にならないのじゃないですかと私は聞いておる。それは予想ですということになれば、三十億何らの減収になるという、二年も三年も前の話を国民に宣伝しておいて、実際に委員会になれば、どのくらいの通話数がふえるものやら、あるいは三分では損だから一分くらいに切り下げる諸君が多くなるものやら、喜ぶというけれども、喜ぶも喜ばないも、電電公社しか電話をつてくれないから、喜ばなくても使わなければならぬ。だからそういうことを言つて、ここで今度はずがつかまへんというのではありませんかといひ方じゃございせんかと聞

いておるのです。

○横田説明員 数字は営業局長から、なお三十五年以降の見通しは、これはある程度仮定は入りますけれども、申し上げますが、三十四年度という数字を申し上げましたのは、三十四年度が決算で一番はきりきりしています。三十五年の決算はまだ数字は最終的に固まつていないので三十四年度というのを申し上げたので、決して三十四年度を故意に取り上げたという意味じゃない、その点は御了解願ひたい。今の三十五年度の点の問題については、営業局長から御説明いたします。

○安宅委員 だからおかしな事ありませんかと言つておるのですよ。国民は三十億何らの減収になるのは来年度の決算でなると思つておるのですよ。あなたの方では三年も前のものを、統計がそこからはきりきりしていないからといつて出している。いなかでは、しろとみない議論になります。電話を一回回せば七円のとこととただでかけていたときと大へん違う。シナそばをばい注文するのにも、ぐつと回すと七円かかる。もとはただだった。今度はいくらだ。電話がたたくさふえておる。そしてそういう電話といふものは、普通と急報と特急との間に市外通話の料金を策定しておいて、だから市外通話もぐつと上がる。こういう率が二十八、二十九、三十年あたりとはまるであつた計数をもつてふえつつあるのではないのか。そういうときにおいて、三十億何らの赤字は決して来年度はないのではないのか。こういうことを私が盛んに言つておると、あなたの方ではことしはどうなるかわからないと言ふ。国民向けの宣伝と私ど

もに対する答弁とは、大へんそこにごまかしがあるのじゃないかといふことを聞いておるのです。

○大泉説明員 どうもちょっとお話の点が少し違ふかと考えますが、私は赤字になることは申しないのをごさいます。今度の料金体系と新しい料金体系の差が三十四年度決算で比較して取り上げてみれば三十億何ら引込む、この引上げておるのをごさいます。赤字になるとか、要するに別の要素においてどのくらい利用増があるものを含めたらどうかという議論とは違ひまして、体系と体系の比較を申し上げたのであります。

そこで私たちの内容をちょっと申し上げますと、実は直線距離に改める場合に、具体的に比較してみますと、長いのもの短いものもちょうど同じというわけにはいかないのをごさいます。実際の調整は九七・六、九七・九、九七・九といったような収入になる程度に調整せざるを得なかつた。従つて三十四年度決算では従来の体系から見て十六億何らのマイナスになる、こういうことを申し上げたのであります。また三分・一分制につきましても、計算上調整すべき金額というのに対してやはり引込む。こういうことで、体系と体系との差を申し上げておりました。そのほかの要素を含めて言われると、私たちとしても計算上のいろいろの基礎の御議論をしなければならぬと思ひますが、そういうことを申し上げておるのをごさいます。

○安宅委員 私はそういうことを申し上げておるのではなくて、それじゃ角度を変えましょう。こういうことで、新聞の発表でも何でも、あなたの方

が発表するときには、年間三十億何ら引込むの減収になるような料金の合理的な改定だといふことしか言わない。ところがよく聞いてみると、三十四年度の実勢の中ではそうなのであつて、現在には増収するかもしれない。こういうことではないかと言つておるのです。

○大泉説明員 世間の皆様方に三十億何らの減収を目的とするというふうな印象をもし与えたいと思ひます。私たちの至らないところをごさいます。とにかく増収などをはかるのではありません。そう間違っては困るけれども、三十四年度決算に引き直してもなおかつ三十億何らの減収になるものといふことであります。それで先生の御質問に答えて、この法律を実施するときにはどうかという御質問であるならば、年間に直しまして五十億程度になるだろう。従つてその意味からいへば、国民の皆様方に小さ目にこそ言え、ごまかしたとか何とかおっしゃられるいわれはないと思ひます。私たちその点につきましては非常に良心的に申し上げておるつもりでござい

○安宅委員 そうしますと、再度あなたは言ひましたが、五十億何らの減収になるというのですね。何何何でも増収じゃないですね。減収になる。それからその次の年度は七十億何ら引込むの減収になる計算だといふことを、受田先生の御質問に対して答へました。そしてだんだんいろいろ努力して、いつか黒字に転化するようになつてほしい。これは言葉上だけを見ても、毎年減収が累増していく、こういうことを言つておきながら、努力して今度黒字に転化する、減収にならないように転化し

たいと思う。そういうことは答弁にならない。答弁をしておるということにあなたは気がつきませんか。

○大泉説明員 どうも誤解を与えて申しわけございませんが、私申し上げましたのは、昨日申し上げたうちで私あるいは記憶違いで間違った数字を申し上げたかもしれないが、私、三十八年度につきましてはまだ実勢その他をよく計算してございせんので、もし三十八年度の数字を申し上げたとすれば間違いでございせんが、三十七年度につきましては、大体今のような体制でいけば五十億程度と言つて間違いないのではないかと思います。

それから、申し上げております数字と努力してという問題とは、これは利用の形態が変わつてきた姿の問題、それを全部こがらがつて言うのはかえつて誤解を生ずると思つて、非常に良心的に申し上げておるのでございす。要するに自動の体系に変わる、自動の關係の体系の変更の計算は非常にむずかしいのでありますが、通話の続く時間も短くなるだろうし、その意味で一度数当たりの単金も下がるだろうけれども、その点については利用増を見て、総体では減らない、むしろ多少の利用増を見たという計算において、なおかつこの程度はあるが、しかしながら、今までは道一つ隔てても二十円もかかってかけられなかった、むしろ控えておつたという方が、七円でかかるならばそれほどどうかというくらいにお使いになるだろう。しかしこういうものは急にはなかなかできないだらうけれども、長い間にはこの体系は便利だからそういうこともできてくるだらう、その方向に企業努力を持つ

ていきたい、こういうふうに申し上げたのであります。

○安宅委員 そういふ論議は通用しないのではないですか。それじゃ具体的に聞きますが、三十四年度の決算を引き直して三十六年度に当てはめてみた場合には、その通りの上がり方でいけば五十億、七十億という赤字が出ていく計算だが、料金を変えて仕組を変えてのですから、三十四年度のときの実勢と今の実勢が違つて三十三億円の減収になるといふことは言つた覚えはない、單なる三十四年度の決算時に於ける数字を基礎にすれば三十億円の減収になるような案だ、こういうふうにあなたの方では言つたはずだという答弁と思つて間違ひありませんか。

○大泉説明員 何か誤解を生ずるといへませんが、私たちの体系と体系の差においては三十億円の余りのマイナスである、こゝろはつきり申し上げておるのでございす。

○安宅委員 いづごろのケースだったでしょう。

○大泉説明員 これは体系の比較でございすので、三十四年度の決算、一番最近の決算として三十四年度とすればさうだ、三十六年度にしたらどうかとおっしゃるから、これは予想だからなかなか正確なことは申し上げかねるけれども、これを計算すれば五十億程度になる、こゝろ申し上げておるので

○安宅委員 それは五十億というのはまず第一番に切り離して考えてみなければならぬと思ふのです。そうすると予想がつかないけれどもという前提が三十六年度の場合に入つておるわけですね。だから三十四年度の決算を基礎

にすれば三十億円の減収になる、そういう案だ、こゝろいふ方をしてしない、先ほど副総裁も、三十億円の減収になるような総体的には値下げを意味する要素もあるところの案でございす、という答弁を明らかにしておるでしょう。そうしたら私らみたいな男は人がいいものだから、うっかりこれは公社が損までして料金を改定してもらつたんだ、こゝろ思うが、そうではなくて実は三十六年度は電話の種別も自動と磁石と共電の比率がみな違つてきます。それから市外通話する人の数もふえてくるかもしれない、それからさういふことを計算に入れれば三十六年度あたりはうまうまといへば増収になるかもしれない、こゝろいう予想もされる案だ、こゝろいふに理解してよろしうございすか。

○大泉説明員 どうもおっしゃる趣旨が……

○安宅委員 わからないのならいいです。じゃあさういふ言ひですが、三十六年度末にはあなたの方ではやはり総体的に減収になるような案だ、こゝろいふににはつきり言えますか。

○大泉説明員 この新しい料金体系と旧料金体系の差は、先ほど申しましたのは三十七年度のものを言つたのです、三十六年度ですと四十数億円のマイナスになる。

○森本委員 議事進行。今のような質疑応答になるとこれはとても先へ進まぬわけ、ちょっと忠告しておきたいと思ひます。

要するに安宅君の言つておるのは、あなたの方が五十億、七十億、百五十億減収になるというのをきのう答弁された――それは速記録に載つておる

のだから、何ぼ首を振つてもさうだ。その五十億、七十億、百五十億というものについては、現行料金の体系をそのまま持つていつて、今の通話度数が大体ふえていくということを仮定した場合と、今回の料金の改定をした場合との比較をしていくとさういふことになるんだ、こゝろいふことを君はきのう説明した。それはその通りなんだ。その通りだけれども、君の方はさういふことで減収になるといふことを言つておるけれども、現実には電話の料金というものは総体的に増収という形になつていくのじゃないか、こゝろいふことを言つておるわけなんです。その辺の答弁がさつきから食い違い、食い違いしてきておるからこゝろも先へ進まぬわけだ。さういふことを考へての答弁になつてくると先へ進んでいくわけですよ。あなたが首を振つても、きのう受田さんの質問に対してはさう答へたわけだ。だからその点については私もさういふ理屈は成り立つてあらうと思ふ。あなたの言うように体系と体系の差になるから、その時点においてはなるけれども、あなたの方はそのことを宣伝しても、しかも五十億、七十億、百五十億の総体的に減収になるといふようなことを言つておられないけれども、さういふふうな宣伝にとられがちだ。またさういふふうな思ふ人もある。実際はさうではないじゃないか、電話の料金はさらに増収になるのじゃないか、だから今、安宅君が、それでは具体的に電話料金全体は三十六年度はどうなるか、こゝろいふことを聞

○大泉説明員 おつしやいます通りその点について言ひ方が悪くて誤解され

ておりますが、申し上げておりますのは、料金水準として同じような両体系において、加入者の方々の負担がふえるか減るかという問題につきましては、この計算をしますと、わずかでございす。全体として上がるものも下がるものもありますけれども、これは全体として三十四年度決算数字で三十数億マイナスになる案である、しかし利用者の方々が大きいに使用方をおふやしになるといふ点につきましては、これは距離別時間差法の計算の中においては計算がむずかしいために、ある程度の利用増を見込んでおきます。それ以上利用増が絶対にならないとは私は申しません。しかしそれは料金の体系が変わつたときに直ちに得られるだけの利用増であるかどうかにつきましては、昨日受田先生の御質問に対してお答えいたしました通り、現在については自動通話は百五十億程度の規模である、実施のときは二百億の規模になるだらうが、それが五十億なり何なりマイナスの分を埋め合わせるために幾らふやさなければならぬという数字は出ますが、そのような数字に直ちにいくといふことは私たちが想像できないのでございす。しかしできるだけ早い機会にそれに到達するように私たちが努力いたしたい。お客様方が利用されてその便益をお受けになる分によるいわば減収の埋め合わせといふことは、料金水準から見れば別に考へていただけるのではないかと、こゝろいふことを申し上げておるのであります。

○安宅委員 そうすると理論的にこゝろなんです。料金の両体系を比べまして、三十四年度末では三十億円の減収になるような案だ、しかしその後三十

五年と三十六年と私が聞きたいのは、電話の即時化がぐっとふえておるのだから利用度数もふえておるし、それから料金の質も違つてきておるじゃないか、そういう引き直し方をすれば、たとえばさつきちょっと申し上げました同じようなことを言うようですが、五十秒の一分制ですか、五十秒・七円制をあなたの方ではちゃんと見込んで計算をしてみたり、それからあとで触れますけれども、電話の維持費の値上げの問題なり、級局の改定の問題なり、損をしないようにびしゃっとするところは押えておるのですから、そういうふうになれば私は、そういう要素も含めて三十六年度には総体として公社は理論的なこういう減収になる案だという意味とは別に、収入そのものはぐっとふえて、決して公社が困るような案ではないというふうに考えておるのだが、その通りじゃないかと聞いておる。

○横田説明員 先ほどの議論につきましては、差額の問題は森本先生が今の比較論についておっしゃった通りであります。

そこで今おっしゃいますたとえば三十五年度あるいは三十六年度というもののケースが出たときに、これに現在の料金と今度の改定案の料金を振り当てて計算してみると、三十四年度より損失は多くなります。それは間違いないのです。ただこういう案をやることは永久に電電公社が不利になって、電電公社というものが困りはせぬかという、永久に不利になるのは困るのではないかという問題になって参りますと、これはお客さんにも喜ばれながら、電電公社も長い目で見れば必ずしも

も損ではないだろうというのはどういうことかといふと、これはこういう料金体系になれば、今後やる近代化の設備投資もできるだけ経済的にやっつけていける、同時に先ほど申し上げましたように、お客さんに喜ばれて通話量がふえるだろう、ふえてくれればわれわれはふえるやつで損失をカバーしていけるから、そう電電公社も——これは電電公社に非常に痛手であるということになれば大蔵省だって承知させんよ。それは長い目で見れば電電公社にもお客さんにも喜ばれて数量がふえてくるだろう。そうなければ長い目で見れば電電公社も必ずしもこの料金制度によって……(森本委員)必ずしもではないのだ、かなりもうけてくるのだ(と呼ぶ)それでお客さんに喜ばれながら収支が合っていくのは、これは当然事業の……。

○安宅委員 だからこういうことなんですよ。あなたの方では三十六年度の決算において予想でしょう。あなたは経営者ですから、まさか五十億また減収になるような案は立ててもらいたくない。ほんとうの話こつちも……。損をしたら承認しろと言つたてしない。あなたはもうかることをちゃんと頭に入れておるのだが、利用者に発表するときは、この料金体系というのには三十億圓くらい減収になるいい案だぞと言つところに、すりかえの論理といひますか、うまく国民の方には値下げ法案だ、値下げ法案だと言つておつて、総体的には値下げた値下げだといひてすつともうけている案だといひ私が見ないんだが、その通りじゃないですか。三十六年度の末には損するつもりですか。それは具体的に言つて下さいよ。

○横田説明員 計算の根拠は、先ほどから申し上げましたように、この両体系の比較においては、同じ通話料を前提にすれば、この方が減収になることは確かです。それはまんじゅうの値段を下げた、下げたけれども、よい売れてもなかった、それはけしからぬといふことになれば、問題はまた別です。そういう意味で、やはりお客さんにも喜ばれながら、われわれは将来の経済投資ができるようにしていこうというところが、ほんとうの料金体系として考えるべき筋で、事業を危殆に陥れるような料金改正をやつてはいかぬと思います。だけれども、これはお客さん方に一つも値上げしているのじゃないかといふことは確かです。

○安宅委員 だからこういうことなんですよ。そうすると、あなたの方では、決して三十五年度の——あるいは三十五年度はまだ決算ついてないですけど、三十六年度は三十四年度の収入よりも総体的にぐっとふえるのだ、そういうことははっきり言えますね。——うなずいておる。そうすると、国民大衆は、きのうまではそこを言わない、私のようなことを言わないから、三十億圓減収だ、三十億圓減収だとらっぱを吹かれるものだから、はあ、公社のサービスはよくなったものだ、えらい減収までして料金改定をするのだ、こういうふうには受け取られるような言葉をはいっているのは、はなはだもって知能的なやり方ではないですか。

○大泉説明員 安宅先生には申し上げるまでもないと思つておつたのでございますが、加入者がふえ、利用増があった場合に、収入がふえるのは当然

でございます。三十五年度から三十六年度、三十七年度にかけて、加入者がふえるに従い利用度数がそれにつれて多くなるのは当然でございます。そのような増収の中において、結局ふえるべかりし五十億というものはふえなくなるということでございます。今おっしゃいますのは、収支の問題と体系の問題における料金差の問題を一緒に論じなされると、私たちの方も、どうもどちらをお答えすればいいのかわからないのでございますが、この点は一つ分けて御判断願いたいと思うのでございます。

○安宅委員 それはおかしいよ。僕が言つておるのは、三十五年度の電話機数なり加入者数なり、回線の数なり、即時のふえた利用数なり、そういうものが三十四年度よりふえているのだから、そういうふうな構成が変わつていくのです。そこに引き直してみたら、三十億の減収というか、理論的には減収だけれども、どっちみち増収にはなる計算になる。三十四年度のときは減収になるような格好だけれども、三十四年度もまた情勢が変わつていく。三十七年度もまた情勢が変わつていく。そういうことを計算に入れたら、あなたの方では決して御損のないような料金の改定じゃございませぬかと聞くと、あなたの方では、比較論として三十四年のそのまゝの計数でずっと当たつていけば、五十億圓減収になったり七十七億圓減収になったり、だんだんふえていつて百五十億圓減収になるような、そういう案としか答えないで、公社はえらいもうかるんだということを一つも言わないから、みんな大へん安くなるものだと思つて勘違いをしておる。あなたの方ではそういう点をよく言わないで、減収だ減収だ、三十億圓の減収だとか、新聞にもどこにも発表しないから、国民の人々は、郵便料金あたりと違つて電話料はえらい値下げになるものだ、こう思つておるところにあるたの方のずるさがある、こう言うのです。

○大泉説明員 ずるいわけじゃございませんで、私たちは決して値下げた値下げだと言ふのじゃなくて、増収にも減収にもならない、料金水準を同じにしようと思つたけれども、お客様方に受け入れられやすくなるためには、どうしてもある程度の減収になる要素を覚悟せざるを得ない、それは三十四年度の決算で計算しますと三十億圓でございますと申し上げたので、三十七年度の実施時期につきましても、私申し上げておきますのは、今の料金体系でいくならば収入になるであろうという金額に対して、平年に直して五十億、年度の中途でございしますから半年実施ならば二十五億程度得らるべき利益が入らなくなる計算でございしますといふことを申し上げたのでございします。

○安宅委員 わかりました。それで結局は総体的には国民の負担が軽くなるかならないかは、私はあとでいろいろ申し上げますけれども、それとは切り離して質問しますが、総体としてあなたの方では収入は相当ふえていく、減つていくんじゃない、そういうふうには理解していいわけですね。

○大泉説明員 先ほど申し上げました通り、加入数がふえ、また即時化等が進みますと利用増もございしますので、全体の収入はふえて参ります。○安宅委員 だから、大臣に質問しよ

うと思ったがいけないが、あとで大臣には、こそこそ言っていないかぬ、大臣はほんとうに電電公社はえらい損すると思つてゐるんだから。そういう宣伝の仕方ははなはだまずいと思うのです、どっちも増収になるということとはわかりました。その増収の度合いは、つまり三十四年度の収益と三十五年、三十六年度、三十七年度とは、これは計画そのものが立ってゐるので、すから、そういう料金を改定した場合にはどれくらい予想になるかということはこの場で発表できますか。

○大泉説明員 三十八年以降は第三次五カ年計画ということになりますので、細部の数字はまだきまつてないのをごさいます。そういうことで私たちが三十六年度予算の傾向をそのまゝ延ばして計算するならば、今の点五十億程度の得るべき利益が入らなくなる、マイナスになるといふことを申し上げておるのでございまして、この点につきまして加入者当たりの利用度数がどうなるかは、相当景気変動等もございまして、長期に見ればだんだん減つて参るのでございまして、三十七年度の今申し上げました数字は、大体三十六年度と同じ程度のものという想定のもとに増加する加入数あるいは即時化の進み方、自動即時化の進み方なりを概算して御説明申し上げた次第でございます。

○安宅委員 本年度の予算に、たとえば歳入が二千六百五十五億で、建設勘定に回すのが千七百三十四億、自己資金が千九百億の中で出さなければならぬ。これと同じような歳入でいいのですよ。三十四年のときと三十五年、三十六年、三十七年、これはあなただけでまだきまつてないところは推定でいいですから見込みを発表して下さい。

○横田説明員 今のお尋ねの点は、三十四年度の決算では、先ほどお話しした通り、三十六年度の予算収入を、二千六百五十四億の収入予定になつておりますが、これを新体系になつたものとして、また二千六百五十四億の収入の前提になつた物数計算、それを前提にして計算しますと、新料金体系は約二千六百十億円くらいになる。だから両体系による差が四十億円ちょっとになる、こういうことであります。

○大泉説明員 今申し上げましたのは、三十六年度の分は、予算がありましてので副総裁が今申し上げたのをごさいます。三十七年度につきましまして、これは想定になるのをごさいます。総体予算規模としてどの程度考えた五十億になるか、こう申し上げますと、私は大体三千億前後の総体規模になるものと想定いたしました。その差が五十億、そう考へるべきではないか、こう思つております。

○安宅委員 では実際の収入はどのくらいある、それよりもこの料金体系をとつたら少しはその速度が伸びないかもしれない、しかしいろいろな要素があるからそれは伸びるかもしれない、今のところはっきりは申し上げられない、こういう答弁だといふふうに確認してよろしうございませうか。

○横田説明員 これは今の物数がふえていけば、それによつて従来の体系で計算した収入と今度の体系で計算した収入、これは三十四年度よりも五年度、六年度と当然ふえて参ります。新体系と旧体系との差額は、むしろ新体系をやつた方が当然減つて、両方比べて

た場合に新体系の方が収入がだいぶ低くなつて参ります。これはもう確かです。それで先ほど森本先生が言われたように、将来この新体系を実施した場合にはお客さんの需要がどのくらいふえてくるのだらうかという問題はまた別だ、こういうので、実は三十六年度、五年度も四年度に比べて今のトラフィックの増もございまして、それを前提にして新体系、旧体系の計算をすれば、当然その差額は三十億からもっと多くなつてくるのはあたりまえなんです。ただこの新体系を作つた場合にお客さんの需要がどんなにふえていくであらう、この問題はまた別です。そういうものが予想以上にふえてくれば、われわれの方もこの新体系にしたことによる収入の減ができるだけ早くカバーできる、こういうことは言えるわけですね。

○安宅委員 どうも私の質問にそのまゝ答へると、何か言質をとられそうなのが、まあいいでしょう。だから私が確認をしてよろしうございませうか、と言つたときに、そういう確認もできないで、そうして同じような意味だが、若干ニュアンスが違ふような答弁をしておられることについては、あとで少しづつ解明をしていきたいと思ひます。

それでは別なことを伺ひますが、電信電話公社が発足するときに、公共企業体に移行するその理由の中に、いろいろと料金のことが書いてあるわけですね。たとえば本事業の基本的性格である公共性、技術的統一性、及び自然独占性を考慮し、料金決定、変更については、公正報酬の原則のもとに国民

的要請に基づく特別低料金を設定する場合に国家において保障する、こういうまい文句が書いてあるわけですね。そういうことをなぜ書いたかと申しまして、これは私の見解ですが、電信電話事業そのものの性質が、電信電話事業として明治の初めにやつた、それはすべて国民の税金によつてまかなわれてきたのです。だから電話の利益というものを享受できる権利というものは国民がみな持つてゐるわけですね。従つてそれは国が保障もし、そういう低い料金ですつと続けてきたわけですね。今電信電話事業がすばらしくもうかつておる、このときにあなたの方では、もう金は建設資金の方に相当部分を自己資金の方から出してまでやらなければならぬ、そういう理屈というものは公社法の精神に違反するものではないかと思ふのですが、この点は副総裁どうですか。

○横田説明員 われわれの方の事業の収支差額といふものを建設投資の財源にするといふことが妥当かどうかというお尋ねでございますが、この点につきましまして、前の二十八年度のあの料金改定の際にもこの国会でいろいろ議論がありましたところでありまして、当時議論がありましたところは、この電話の拡張、改良の中には現在のお客さん、加入者に対してのサービスの改善という面に向けられるものが相当多いわけでありまして、これは前回のときにもお話がいろいろ出て、どのくらいものがあるかといひますと、建設拡張の工程のうちの約六〇%くらいのもものが、現在のお客さんのサービスの改善に向けられる。と申しませうのが

従来の磁石式の交換だったものが、あるいは自動の方式になつていく、これはこれによつて新たなお客さんの申し出に應ずる余裕も出てきますが、同時に従来の加入者の方も全部自動方式になる。それからたとえば東京、大阪等の今の即時サービスというものを維持していくためには、この東京、大阪間の市外回線をうんとふやしていかなければならぬ、この投資が非常にふえていく、こういうような面が相当多いのであります。この電話事業におきましては収支差額は建設改良の資金に投下されるということが必ずしも不当ではないといふことが、当時の国会の議事録にたしか載つておると思ひますが、この点は現在も同様でありまして、この収支差額が建設改良に充當されておることは、どなたからか議論がありましたように、お客さんへのサービスの向上に向けられておるということにおきまして、必ずしも不当なことではない、こう存じておるわけでありませう。

○森本委員 公社当局に私ちょっと忠告しておきたいと思ひますが、先ほど質疑応答の中で三十八年度以降の収入についてはまだわからないといふふうな返答がございまして、たゞこれ、これは国鉄の運賃の改定のとくでもそうでございますが、こういう運賃なり料金を合理化し、改定をする場合には、少なくともそのあとの三カ年ないし五カ年程度の予想といふものは立てておいて、そうしてこれはこういう計数になるという答弁をしななければならぬはずですね。その点についてないといふことは、これは私は非常に遺憾にたえないわけでありませう。少なくとも三十八年

第一類第十一号 逓信委員会第三十二号 昭和三十六年五月十八日

度以降については第三次五カ年計画と
いうことになったにいたしまして、
これがこの法案通りいくとするなら
ば、三十七年の十月から料金合理化が
できるわけでありまして、そうなっ
た場合にその三十七年十月から三月ま
での分についてはこうなります、さら
に三十八年の一年についてはこうい
う見込みになります、三十九年度につ
いてはこの程度でございます——とい
うのは今までの電話料金収入という
もの、あなたの計画については出てお
るわけでありまして、そこでその電話
料金の収入が合理化になった場合に、通
話数その他の見込み数からこういふ
うに変化をいたしますという見込み
がないまま、こういう法案を提案する
という点については他日をあらため
て質問があるかと思ひますけれども、
それはやはり完全に答弁がでるとい
う形ではなれば、この法案を上程し
たところの義務が果たせぬ、こう思
いますので、この点は一ツ委員長から
よく忠告をしておいてもらいたいと思
ひます。

○安宅委員 ですから設備計画の問題
なんかもきつて詳しく答弁していま
し、設備計画はできておいて料金が
どういふ趨勢になるかわかりません
という趣意はおかしいじゃないか
というように答弁はしたと申してや
らうと思つておつたが、そういうた
らめな答弁はないと思つた。これ
は少しずつ出て参ります。

それで今の副総裁の答弁にちよつと
関連してもう一回聞いてみたいのであ
りますが、たとえば電話の場合には設
備費というものは原則は新規架設の電
話の負担になる、それから基本料とい
うものは設備費されているものの維持費
だ、それから使用料というものはサー
ビスの対価だ、大体こういうふうにあ
なたの方ではおっしゃっておるよう
ですね。そういう原則を相当踏みはずし
てやったのが、二十八年度のときに国
会の議事録を見ても相当問題になつて
おる。現在ではだんだんそれは原則を
踏みはずし過ぎて、ずっと将来の電話
の設備費までサービスをしてやるのだ
なんというまいことを言うけれど
も、サービスは、電話をかけるのは早
くなったかしらぬけれども、そういう
ところまで国民が負担しなければなら
ない義務というものは私はないと思
うのです。だからそういう料金体系そ
のものの矛盾というものを私どもは大
きく感じてゐるのですが、あなたの方
は、そういうことはありませんとい
うことをはっきり言えますか。

○横田説明員 先般来ましてきょうの午
前中もその問題に関連したようない
ろの議論が出たのでありますが、取
支差額というものをどういふように配
分したらいいかというふうな問題に結
局なると思ひます。けさ方、取支差
額を電電公社が国庫に入れておるとい
うような話も出ましたけれども、これ
は電電公社が国庫に入れておるわけ
じゃなくて、ただいま申し上げました
ように、取支差額につきましては、こ
れを建設改良投資といたしまして、こ
の建設改良投資というものは結局お客
さんのためになる、サービスの改善にな
るといふことを申し上げたのでありま
す。電話事業といたしましては、そう
いふ方面の必要性というものがまた非
常に必要な時代でありますので、われ

われといたしましては、その取支差額
と建設改良投資に投下するということ
は決して不当じゃない、こう思つてお
ります。

なおまた、けさ話が出ましたよう
に、われわれの事業におきましては、
幸ひこの技術革新あるいはそういう方
面によりまして経営改善によりまして、
こういう取支差額もだんだん出て参り
ましたので、先般来の仲裁裁定につ
きまして、幸ひ従業員の給与の改善に
つきまして、料金値上げをしなくて
もわれわれの方はやっていけるとい
うようなことができたことは、皆さ
ん方の御指導のたまもので、非常に厚
く御礼を申し上げます。

○安宅委員 質問をすらしめてはいかぬ
ですよ。私が言つてゐるのは、今度項
目ごとに、料金の種類別に言つていき
ます。だから全体としてそういうこと
になつても私は納得しませんよ。たと
えば話ほとんどないところになるか
もしれませんが、職員局長なんか、生
産性本部とかの役員をやつていたりし
てゐるやに聞いているのですが、そ
ういふときの宣伝は、合理化、機械化を
していけば、えらい収入が企業として
ふえて、その利益というものは基本的
には経営者に三分の一、労働者に三分
の一、あとは利用者の方に三分の一を
やつていくのだというふうな、えらい
うたい文句があるわけですね。ところが
利用者の方は、サービスがよくなら
な、よくならなとあなたは言うけれど
も、今度は市内電話の料金にしても、
市外電話の料金にしても、いろいろ私
はこの矛盾を申し上げることがある
のです。それから電話の公債の問題も
ある。サービスしてもらつたて、

りっぱなお菓子ももらつたて、えら
い高かつたら何もしないじゃないで
すか。そういうことをしておる。勞
働者には大へん、今あなた賃金の値上
げをしたようなお話ですが、これは
労働組合がわあわあ言つて、あなた
の方から首を切られ切れがらばつ
て、やつと上げたのです。それは総
体から言つたらほんのわずかにあ
りませんか。だから松前先生も、先
ほどは、設備投資にだけ全部向ける
のは不当ではないかという意味のこと
を、ふところに入れたという表現を用
いてゐるのです。だからただいまの答
弁はおかしいと思つたのですが、ど
ちも私の質問の要旨はどういうこと
かといふと、その使用料というものは
サービスの対価だ、それから基本料金
というのは設備された電話機に対する
維持の費用だ、それから設備そのもの
というものは、新規に電話を架設する
ときの負担の金額でございます。これは
原価を全部計算をして、あなたの方
ではそういう原則に従つてその料金を
はいたりなんかしてゐるはずなんだ
が、その原則は昭和二十八年以降相
当にずれて、そして最近になつたらそ
れがすばらしく度を越してゐるのでは
ないかというふうには私は考へるが、そ
ういふ傾向はございませんと断言でき
ます。設備投資がどういふかという質
問をしてゐるわけではありません。

○横田説明員 ただいまの電話使用料
についてはサービスの対価で、基本料
は——基本料も実はやはりサービスの
対価でして、ただこれは固定費的なも
のを大体まかなつていくという部門も
含まれておりますし、そういう意味で

しゃるの、ちよつとよくわかりませんでしたが、ただいまお話し申し上げましたように、今度の拡張についての財源関係といたしましては、収支差額あるいは自己資金としてはそのほかに減価償却費、他人資本といたしましては加入者によっていただく加入者債券あるいは外債あるいはそのほかの公債券という方面から財源を得る、そういうものの財源を前提にいたしまして拡張をいたしておるわけでありまして、そのうちの加入者によっていただく債券の問題を御指摘じゃないかと思ひます。これは昨日かあるいはおととい話が出ましたように、一加入者の電話をつけるのを、今の電話だけに限定いたしまして、すなわち農村の公衆電話とかあるいはそのほかいろいろなものを除きまして、電話だけに限定いたしまして一加入者当たりとする、最初に設備するときは一加入者当たり約二十一万円くらいかかる、そのうちの半分くらいを加入者債券として持たせていただく。しかしこれは加入者に持たせていただくけれども、これを従来のように低利に押えるというのではなくて、いわゆる公衆債と同じように大体の水準で持たせていただく、お客さんへの経済的負担もできるだけかけないようにしていく、こういうのが昨年の拡張法の趣旨であります。その辺の御協力を加入者にいたしたいと思いますが、これは必ずしも不当じゃないじゃないか。しかしこれも将来だんだんそういうものがなくて済むようになれば、こういう加入者債を引き受けていただく制度も、長い将来にはこれを解消していくという問題が起こるわけでありまして、ただいまの拡充計

画から申しますと、昭和四十七年度まではどうしても必要があるだろうというところで、拡充法においては一応有効期限というものを十三年までは有効だということによって御了承願つたように考へております。

〇安宅委員 そういうことをだんだん聞いていきますと、やはりたとえ歳入に対する設備投資の仕方の問題も言わなければならぬわけですね。私はここに二十八年から三十五年までの資金調達と資材購入の資料を持っておるのですが、そういう建設資金の調達状況は、自己資金と外部資金の比率というものは、傾向として自己資金の方がだんだん多くなつていくような傾向が見受けられるわけですね。そして本年度なにかは、その政府の財政投資と申しますが、それが減つておる。こういうような状況の中で、たとえば国鉄公社の模様を見てみますと、どういふもので、電信電話事業という進歩度の非常に激しい企業に対してこういう減らし方をしながら、国鉄公社の場合はいわゆるベースの問題があつたり、いろいろな諸問題をかかえておる中で、実際に電信電話事業を伸ばしていかなければならぬときに、政府の財政投資というものは非常に少ない。こういう形を見て、あなたの方では非常に何かくやしいなというふうな感じはいたしませんか、電信電話事業を経営する立場にある人としてですね、どういふものでしょうか。

〇横田説明員 今御指摘の分は、いわば純財政投資と申しますか、そういう方面の金額がもう少しあつていいんじゃないか、こういう御指摘のようでありまして、この点については、われわれも今後とも努力していきたいと思つておりますし、郵政大臣、郵政省の方々の御指導も十分賜りたいと思つておりますが、今後ともなお一そう努力したいと思つております。幸いにしてそういうもののほかに外債の方の道も開けておりますし、それからただいま自己資本と他人資本というお話もありました、実は加入者債券はやはり他人資本というもののうちに入るものであります、これも加入者に引き受けていただく、ただこれも昨日、あるいは先般からいろいろ御指摘がありまして、加入者に御協力していただく加入者債券については、価格面についてわれわれの万全の手配を今後していきたい。そういうような意味において、われわれの方も幸い他人資本の方の御協力も各方面から得ておりますから、財政投資面についても今後なお一そう努力していきたいと思つております。

〇安宅委員 そういふ中で今第三次五カ年計画というものが日程に上つておるのであります、きのうあたりの答弁を聞いておられますと、施設局長ですか、大へん詳しいいろいろな設備の計画というものを説明を申しておられるようでありまして、先ほど伺つてみますと、設備の方はこういうようにしたいということなんです、歳入と申しますか、そういう料金収入その他の収入の面がまだはつきりしない、こういうことが明らかに森本さんからも指摘されておるのではないかと申します。さらに要員の計画も、きのうの職員局長の話によればまだよくわからないという話なんです、その通りなんです、この点につきます。

〇横田説明員 この点につきます。これは、昨年、拡充法当時から第二次五カ年計画の改訂、これを改訂する場合にあたりまして、長期の見通しやいかんということ、四十七年ころまでの大体の需要がどのくらい伸びるだろう、それに対応するにはどういふ資金調達をしたらいいか、それから収入はどうだろうかというところは、昨年の改訂計画あるいは拡充法に基づくその当時の見通しは、大体皆さんのお手元に差し上げたようなわけでありまして、先般来問題になつております、これを先般来問題になつておるという問題になりまして、最近の所得倍増計画その他の関係で、あれよりもっと規模を大きくする必要があるだろう、需要をもっと伸びるのではないかと、これを前提といたしまして、もう一ぺん改訂が必要じゃないかという問題については、ただいま検討中というところを申し上げておるわけでありまして、なお人の問題につきましては、これは設備計画といたしましては、もちろん長期計画の見通しはあつた、四十七年ぐらゐまで一応できて、これをまた改訂するかどうかということも問題であります、人のこまかい問題等になりますと、先般長期計画として差し上げたあつたもののほかに、もっと詳しい機械がどのくらい要つて、どういふ機械を据えてどうする、というふうな、いわゆるほんとうのこまかい設備計画がないと、また人のこまかい計画もできないというふうなことで、まだ人のこまかい見通しができていない。この設備計画も、ようやく二年ぐらゐのものがあつち固まつてくる、こういうふうなことになる、参りましたので、この点はなおできるだけ、二年を三年に広げていくというふうなことも努力したい、こう思つておるわけでありまして、なお今の点につきます、補足説明を計画局長からさせていただきますと思ひます。

〇伊藤説明員 第三次五カ年計画は先ほど御説明申し上げたのでございまして、私の言葉が足りなかつたせい、か、ちよつと誤解を招いたのではないかと思いますけれども、具体的な第三次五カ年計画——三十八年度から四十二年度までの第三次五カ年計画は目下作業中とございまして、計画ができておるといふことではございません。ただ昨日申し上げましたのは、昭和四十七年度におきまして申し込みを完全に充足する、あるいは即時通話を全国的に広げるといふ目標のもとに目下作業をやつておるといふことを申し上げたのでありまして、具体的な計画はまだできておらないのでございまして。

〇安宅委員 それではどうも第三次五カ年計画というものは、まだはつきりしたもの固まつていない、単なる一つの構想といった程度だ、こういうふうに理解してよろしゅうございませうか。

〇伊藤説明員 構想と申しますか、構想につきましても、構想という言葉の意味でございまして、昨日も申し上げましたように、長期の目標を設定して、それに到達するための方法はいろいろあるの、ございまして、そのいゝろろな方法と申しますか、いろいろな前提によりまして方法がみな違ふのでございまして、あらゆる前提を考

えて作業をするという事は非常にむずかしいのでございますので、一応の前提を置いて私どもは作業しております。その前提がはたして構想であるかどうかという点につきましては、作業がで上がりましての結果、これが実現可能であるかあるいは不可能であるか、あるいは非常に困難であるかという点によりまして、修正なり再改訂する、あるいは再検討するという事をやりましたあとにおきまして、いわゆる構想というものができ上がって来るんじゃないかというふうに考えております。

○安宅委員 それでは先ほど問題になりました減収かもうかるか——何か話がおかしくなりましたが、そういうふうには営業局長ですか何かおっしゃるようには、今のところの計画というものは、あなたが言うように、この料金体系にした場合には、年間、大ざっぱに言っただんだん減収分がたぐさん出てくる、こういう収入しかないというところを見通しての第三次五カ年計画の骨子というものはでき上がってある、こういうふうに理解してよろしゅうございませうか、その前に立てたものですか。

○大泉説明員 私申し上げておりますのは、この新しい料金体系は、大まかに申し上げまして全体収入の一・五％程度のものではございません。これは先ほど申し上げました通り、距離の刻み方あるいは三分・一分制あるいは自動即時関係で、おのおのがマイナスの分は違ふのでございまして、これはこの計画の進み具合、加入数、利用数のふえ具合で違ふのでございまして、しかし大体の数字としましてはそう大きな差

はございせんので、この全体収入を三千億程度の幅とすれば、大体五十億程度のところを申し上げたのであります。収支に關して詳しい計算があるべきだというお話もございましたが、私どもはこれによって増収をはかろうというふうなことであるならば、あるいはそのようなことも必要かと思つたのでございまして、これはわれわれとして、今の体系に比べて大体増収も減収もない、収支を同じくしようと努力した結果、このようなマイナスが出たけれども、これは企業努力においてある程度の幅においては埋め合わせ得るのではないかと、こう考えましたので、計画に対して影響なしということでございます。こまかい計算はしてないのでございまして、これは第三次五カ年計画がきまりまして、それによって加入数なりあるいは市外回線数等の見通しがつきましたならば、おのずから私どものこの具体的な基準を適用してどのくらいの数字になるか算定できるのでございまして、残念ながらこの点のこまかいものはございせんので、申し上げたようなわけでございまして。

○安宅委員 それでは今度は要員の問題に入りますが、料金の問題はそういう計画だということで伺っておきま

す。要員の問題ですけれども、たとえば第三次五カ年計画というものがそういう構想の分野だからどうなるかわからぬというふうな答弁されても、私は何とも言えませんが、全体の計画の途中にあつて、たとえば普通の手動から自動に改式をする。そして集中局が出て、それがまたいろいろと変わっていく、こういう過程の中で、労働組

合との間にも配置転換に關する協約なんかありますけれども、もう何回もここに飛ばされたりあつてに飛ばされたり、こつちにもまた帰ってきたり、いろいろそういうちぐはぐなことが現実に出ておつて、何か紛争の種になつておるようではございませうか、あなたの方のおっしゃる資金計画の方も設備計画の方も、その場になつてから、要員の計画と同じようにうろろろしてしまふのじやないかということは大へん私は心配しているから聞いているのです。要員の計画の方はそういうことを現実によつて、紛争の種になつておるということを知つておるのですが、そういうことがないかということには言えないでしようね。副総裁、これははっきり言つていただきたいと思ひます。

○横田説明員 この設備の拡充近代化という問題に關連しまして要員に及ぼす影響いかん、こういう問題でござい

ますが、これは先般も御説明申し上げたように、われわれの事業は幸いにして拡張期にありますので、全体としての人員は毎年相当増員になつていく。今後とも相当増員になつていくことは確実であります。しかし部分的に見ました場合に、ある職種なりある地域の人が減つていく、定員が減少になるという問題は起るわけでありませう。そこで配置転換、職種転換といふことがどうしてもある程度は避け得られない。その問題についてはわれわれといたしまして、その配置転換、職種転換になる人の犠牲を少なくするようにできるだけ配慮をしていくべきだということではございませうが、その点につきましては、たとえば昨日もお話が出ましたように、

通勤時間が一時間半ぐらいのところまではがまんしてもらいたい。それを超えた場合には、われわれは宿舍を全部用意いたします。しかし一時間半という場合については例外的に、いろいろな事情がある場合は、現実に即した、そう無理なことはしないようにはいろいろ相談しようというふうな態勢をとつておりますが、その点、一時間半でなしにもっと短くしたらどうかというふうな問題は残るわけでありませう。しかしそういう問題についてはわれわれとしても社会常識の許される範囲ではできるだけそういう話には応じていきたい、こういうつもりでいろいろ今後とも話を進めていきたい、こう思つておるわけでありませう。

○安宅委員 私が言つてゐるのは、今あなたの方はそういうことをわあわあ言つてやつてゐるが、第二次五カ年計画が終つてゐる。終つてゐる。きんけんかしてゐるんだから、こんな計画はないんじゃないかということを言つてゐる。これはべらぼうな大きな計画です。所得倍増計画に基づいてまた拡大修正をしなければならぬと言つてゐる。こういうふうなことをやるくらいは、そんな一時間半か一時間ぐらいで計画の途中において組合とけんかしなければならぬ。いかな計画性のない要員配置でいいのかどうかということが問題になつてくるわけですよ。それと同じように、設備の計画も料金収入も、宣伝は減収だみたいなことを言つてゐるけれども、ちゃんと入るところは入つてゐるんだ。あなたの方ではそういうことを答弁しておるが、その計画そのものも相当余裕を

持つて、何かとんでもないところでつ

まずきが出ないような計画というものをびつしやり出さなければ、料金をどういうふうな策定するかということさへも討議ができないじゃないかと先ほど森本さんが言つてゐるようですが、そういう点で、要員の場合だけそういつまづきが出てゐるのか、あとの分は起きてゐないのか、それをちょっとお聞きします。第二次五カ年計画の中の問題としてちよつとお聞きしま

す。○横田説明員 お尋ねの点の、その点について今ごろそういう話をするのはおそいじゃないかという問題であります。が、実は拡充計画が進む前から、われわれの方の拡充計画に伴う首切りはしない、しかし配置転換については今のような方法でお互いに話し合つていこう、こういう問題については、一たん協定を結んだら、その協定が永遠に通

用するかどうかはわかりませんが、ある程度の話が續くわけでありまして、こういう問題についての話し合いが今でも續いてゐるということは、従来協定がなかったわけじゃなくて、協定は作りながらも現実の問題についていつも組合と話を進めてゐる、こういうこととあります。なお今後設備計画をやる場合には、設備計画の計画協議といふことは従来もやつておられます。こういう問題については、やはり具体的問題についてそういうふうな協議していくということが当然であつて、そういうことによつてできるだけ具体的に平和的な処理をはかつていきたい、こういうこととあります。

○安宅委員 定足数が足らぬ、呼んできて下さい。

○山手委員長 安宅君、今呼んできま

すから進めておして下さい。

○安宅委員 たえばその協約というのは前からあったわけですが、お説の通り前からあって、できるだけ再配置がえなどはしないというふうになっているはずだ、そういうことがあるにもかかわらず、再配置どころかもう一回やらなければならぬような状態というものを想像しなければならぬのじゃないかと思う。第三次の場合なんか特に……なぜかならば、膨大な電話の運用員の削減というふうなものは火を見るよりも明らかなんですから。そういう事態がある。きのうは、たとえば大多数の局が自動化される、こういのが第三次五カ年計画の最終的な構想でしかと言ったら、あなたの方ではそういうことを今申し上げる段階でないといったふうな答弁もあったのです。構想としてはそういう構想になっていると思うのです。そうすると郵政委託の分を含めて大体六万名ぐらいの、あるいはそれ以上の職種の転換をやらなければならぬということが明らかになっておられるのです。その計画の中に要員の問題ではどういふような構想を持っておられるのか、それをお聞きしたい。

○伊藤説明員 将来の自動化あるいは自動即時化に対して要員問題をどういふふうにお考えですかという御質問でございます。これは先日来御答弁申し上げておりますが、自動化あるいは自動即時化をやるに伴いまして交換要員の減員を来たすと同時に、他面自動即時を実施いたしましたも、加入者の方がダイヤルだけで満足いたしましたせいで、どうしても手動即時すなわち交換手を通じて、たとえば今の通話は何

通話であるかというふうなことを聞きたいという加入者が相当たくさんあるのをごまかして、そういう加入者のために、私もDSA台という名前をつけておりますが、これを自動即時区間にもかけるのであります。たとえば東京―大阪間に自動即時が実施されましても、東京―大阪間に手動即時も同時に実施されるということになるのをごまかして、そういうふうな一方において増員になると同時に他方において増員になる面があるのをごまかして。かりに現在の加入者なり、市外通話の量が全然変わらぬといたしまして、市外通話に減員になるのをごまかして、市外通話も相当急速に伸びておるにしまして、たとえばかりにこれが五倍になるといたしまして、DSA扱い、すなわち時数通知の方が二割といたしまして、しかも全通数が五倍になるとしますと、手動扱いの通数が現在と同じになるわけでありまして、市外通話の量が何倍になるかというところは目下算定いたしておりますが、四十七年ごろには少なくとも五倍をこすのじゃないかと私は見えておるにしまして、そういう見方からいたしますならば、市外通話を扱っております交換要員は減らないということになるのをごまかして。一方機械の設備がふえますので、それに対する保守要員あるいは庶務、経理、営業等の要員等もふえて参りますので、そういう面から総体的には従業員はふえていくだろうというふうな考へておるのでございます。ただ問題になりますのは、やはり自動化あるいは自動即時化したとしますと、特に自動化をいたしますと、その面の交換要員が要らなくなるのでありまして、それの

配置転換、職種転換ということが起こるのでございますが、これは計画のテンポを調整することによってできるだけ――もちろん配置転換、職種転換が絶無になることはあり得ないのでございますけれども、配置転換、職種転換をスムーズに行なえるように計画を立てていきたいと考えております。先ほど、全部自動化されるということじゃないかというお話でありまして、私は行く行くはそうなると思っております。ただ第三次五カ年計画期間中に全局が自動化されるというところはとうていあり得ないと思っております。遠い将来におきましてはおそらくそうなるだろうと思っておりますが、その節におきましては市外通話もさらに伸びると思っておりますので、要員問題は、配置転換、職種転換を除きましてはそう困難な問題は起こらないのじゃないかと考える次第であります。

なお、再配転の問題でございますが、これは私の記憶によりまします、たしか第二次五カ年計画期間中に再配転はしないという了解事項が結ばれておるに記憶しております。

○安宅委員 だから第三次を含めればそうなるようなことも予想しなければならぬ段階じゃないか。それで第二次五カ年計画のまっ最中に組合とそのことで紛争する。それではこの計画というものはあぶなくて、配置転換は困る、要員をもっと配置せよ、一時間や三十分のところをけんかして、そして私の方はあなたの方から処分ばかり食って退職する時にはえらい損をしなければいけません、そういうふうな十六人もばりや、こういうやり方をされれば組合としてははなはだ困る。われわれ国会の場合に例をとれば、今度は料金収入というものがどういふふうになるものやらさっぱりわからないような答弁をされる。こういう中で電話料金が改定されて、それと表裏一体の合理化が進む、こういうことではどうも論議のしようがないのじゃないかということをお互いに考えなければならぬ。こういう声が今たくさん起こっております。そういうことをあなたの方で言っていますか。これはほんとうにそうなんです。何か、この計画ならよきしたというふうな勤労意欲を起こさせるような――通勤時間が一時間半とか一時間とかいって天下の副総裁が国会で答弁しなければならぬようなけちなやり方じゃなくて、もう少しびっくりとした電電公社らしい計画を第三次の場合には間違いなく立てますということを言えませんか。

○横田説明員 いろいろおしかりも御指導も受けておりますが、今の、要員の配置は管理運営事項かというお尋ねでございますが、これはやはり管理運営事項だと思っております。ただ、今のたとえば設備計画というふうな問題もあくまで組合の方に黙ってやっておるのかと申しますと、減員あるいは配置転換を起すような設備計画については組合と事前協議するということにいたしております。また配置転換計画については組合と通信局段階で協議しております。ただ、個々には人間をどこにやるかということになりますと人事の問題になりますので、個々の問題については、その協議いたしました配置

転換計画に基づいてこちらがやっています。もちろんその配置転換計画の協議の場合に、当人の希望というふうなものもできる限り考えていく、こういうふうな趣旨でやっておりますのでございます。

なお、今お話のありました、大体副総裁ともあろう者が国会で一時間半とか一時間とか、そんなけちくさいことを言うなというおしかりと御指導につきましては、まさにその通りだと思ひますので、そういうことをやめまして、通勤可能範囲の問題についてはそういうことをがまんしていただき、それを越える者については宿舎を提供するようにわれわれ考えておるというように訂正いたします。

○安宅委員 要員問題ばかり出ましたけれども、私、資金計画のことも言いたかったのですが、大臣がせっかく来られましたから、大臣に質問いたします。

一番先に質問したのですが、三月四日の朝日新聞を見ますと、あなたが閣議で、今度の公衆電気通信法の一部改正法案というのはいわゆる電話料金を合理化するものであって、これが実現すればかなりの値下げになるのだ、こういうふうな発言をしたので、気をよくした大平官房長官は、池田内閣唯一の値下げ法案であるといつて記者団に発表し、東京―大阪の例を説明した。ところが大阪は高かったものだからえらい逆効果になったという記事があるのですが、あなたはやはりかなりの値下げ法案だというふうな考へておられますか。そういうことを大平官房長官に言われたのですか。その点、どうです。

○小金国務大臣 その問題は、この電
気通信法の改正が行なわれずと、今
まで三分をこえるものは五秒でも十秒
でも過ぎるとまた三分だけとられるけ
れども、今度はそういうことがなく
なって合理的になるのだということ
と、何がしかの場合は少し高くなるけ
れども大部分は安くなるのだという説
明をしただけでございまして、それを
迫水企画庁長官、あるいは大平官房長
官は、これは大へんいい合理化の法律
案であるというふうな受け取ったらし
いのでありまして、新聞にどういふ記
事があるかどうか知りませんが、私は
別段、これを池田内閣の唯一の値下げ
法案だということをお聴した記憶はご
ざいせんが、少なくともこれは電話
の合理化、近代化、それから拡張の基
礎になる重要な法案であると同時に、
値上げはしない、総計において三十四
年度に比較すると、大体三十億圓くら
いの減収を覚悟して実行したい案であ
るという説明をしたのであります。新
聞記事はどういふふうに出ております
か知りませんが、私はそういういきさ
つを正直に申し上げます。

○安宅委員 三十四年度に比較して、
三十六年度の決算で三十億圓減収にな
る、そういうふうな予想したわけです
ね。そうじゃないですか。そのところ
は大事だ。――副総裁、教えてはだ
めた。カンニングはだめた。

○小金国務大臣 三十四年度の決算に
比較すると、そのまま計算すれば三十
億圓くらいの減収になる、こういうこ
となんです。

○安宅委員 何と比較されてそういう
ことになるのですか。

○小金国務大臣 三十四年度の決算に
比較して、今のままの料金を徴収する
のと、新法律案が法律になった場合に
適用して徴収するのとの比較だと私は
心得ております。

○安宅委員 そうすると、三十六年度
末にそうなるということですね。

○小金国務大臣 そういふふうには私
記憶してあります。

○安宅委員 だから副総裁、大臣はそ
ういふふうにはちゃんと受け取ってお
るんだというふうには私は念を押して
おる。あなたの方の宣伝は、みなそ
ういふふうな受け取っている。たとえ
ば鉄道料金の問題を言いますと、一二
六%とか何か上げる、こういうのだが、
ちょうど通勤四十分から一時間ぐらい
の間乗車する諸君は、バスの料金もラ
ンクの問題で、そのところだけはだ
体二倍近く上がっているところがある
のですよ。そういうのであとから新聞
にたたかれましたが、そういうことを
いっている。あなたの方も、宣伝とし
ては三十億圓の減収だと言っている。な
るほどと思っておいて、実はそうでは
なかったのだということをおきよう一生
懸命弁解しているのです。あなたは三
十六年度末に三十億圓の減収になる案
だと言ったけれども、それはこっこの
答弁とまるきり違ふのですよ。

○横田説明員 私が先ほども大臣に御
説明いたしました、それは三十四年
度の決算で、三十四年度の通話料とい
うものはみなわかつているのですか
ら、それに現在の料金を適用した場合
と、今度の改正料金を適用した場合の
違いが約三十億、三十六年度には加
入者もふえ、いろいろふえていくので
すから、三十四年度の収入と三十六年
度の収入を比較して、これだけ加入者

がふえて、三十六年度に収入がふえな
かったら、これは困りますよ。当然そ
れだけの拡張をやっているのですか
ら、収入がふえるのはあたりまえで、
その比較でないことは当然であろうと
思います。

○安宅委員 あなたの方は、事務的に
言えばそういうことになるが、PR用
の言葉は、そのところを詳しく言わ
ぬから、大臣でさえそう思っている
ところ、この問題のインテリゲンシア
と云っている。それを言わせようとし
て、あなたの方は盛んに言を左右にし
て、そして逃げを打っていったが、い
みじくも大臣がはつきり言っている
た。国民はそういうふうに受け取って
いる。三十六年度になれば、大臣、大
へんもうかるのですよ。それを間違っ
たら困るので、そういうのを値下げ法
案だみたいに官房長官が発言するとい
うことは、これは政府のやり方として
はいかぬじゃないですか。どうなん
です。

○小金国務大臣 それは先ほども申し
ましたように、官房長官がどう言っ
たかということは、私は知りません。知
りませんが、三十億圓減収になるのだ
ということは、三十四年度の仮定の数
字でありますから、これは私は値下げ
法案とは申さないで、機械化前提の合
理化法案だ、こう申したのであります。それ
を受け取る人が、やはり説明が何かに
三十億とあったものだから、それを三
十億下げたのだ、こういうふうな受け
取ったと思います。お配りした資料に、
吉祥寺かどこかですが、そこから東京
にかけた場合とか、横浜にかけた場合
がありました。あの表で説明しまし
た。これが一番わかりますから……。

○安宅委員 今度の新料金方式による
と、つまり今までの料金でいった場合
と比較をして、理論的には減収になる
仕組みだ、こういうのが正式の答弁の
ようですが、そういう場合に大臣とし
ては、今度の拡張計画と申しますか、
五カ年計画の中で、自己資金が、こ
しの場合で一千九億も建設財源に投
入しなければならぬということ、
はなはだもって国鉄公社やなんかから
見て、あなたの支配下にある電電公社
は、かわいそうだと思いませんか。

○小金国務大臣 これは別段かわいそ
うというよりも、これだけの企業体か
ら生み出す利益をも含めて、積滞数が
非常に多いものですから、すみやかに
解消したいというので、投資資金の割
り振りからいけば、非常に電電公社は
よくやってくれたと私は思っております。

○安宅委員 よくやってくれたとほめ
られて、あと全部巻き上げられたら、
これは泣きつらにヘチで、実際問題と
してそういうことじゃ困ると思うので
す。先ほども歴史的な過程なんかも申
し上げたのですが、大体国民の税金
で、通信省当時からずっとやってき
て、電信電話公社の事業というものが、
移されたのですが、事業そのものが、
あるときには相当の収益を上げたけれ
ども、臨時軍事費にとられたりいろい
ろなこと、事業そのものが非常に苦
しい経験を持ってきたから、なかなか
もって料金の値下げと申しますか、そ
ういふもうけたときに、できることも
できないという要素もあると思いま
す。そういう時期に、今非常にふとこ
ろ工合がいいのですから、ある程度加
入者から金をとって――サービスをし

た案だというふうな口の裏から、逆に
金をとって申しますか、借りてとい
うか、本来ならば利息も払わなければ
ならない、売れば少しは損をするとい
うふうな、そういう電話公債まで買わ
して、拡張計画をしなければならぬ
というの、公社がかわいそうだとい
うよりも、国民そのものがかわいそ
うなことだという気持ちになって、政府
の財政投融資というものを、自己資金
に批判してもっと多くしなければなら
ないのじゃないか、こういう気持は大臣
にありませんか。

○小金国務大臣 財政投融資をなすべ
く多くしたいという考えを持っており
ます。そこで、どうせ今後電電公社の
負担する金になります、外債の募集
だとか、あるいは財政投融資、自己資
金、これらをもつて、できるだけ早く
国民の要望にこたえるような施設を
やしていく、また近代化をはかって
いくというのでありまして、今御指摘
になりました、この資金源をどのような
割合にしたらいいかというようなこと
については、なお考慮を要すると思
いますけれども、私はなるべく負担の軽
い資金を使うように努力いたします
が、何せ財政投融資は、御承知の通り
非常に方々から要求がありまして、思
うようにとれなかったのは私としては
残念であります。しかし、これはやっ
ていける範囲においてとれましたの
で、本年度はこれでやっていきたい、
こう考えております。

○安宅委員 その内訳を見ますと、公
募債が三十五億、それから簡易保険
のものが十億、貯金のものが五億で、
あなたの手の届くところだから持っ
てきたように、大蔵省からなめられて

おるのじゃないかと思いますが、それはどうですか。

○小金国務大臣 いろいろな経済の拡張計画とともに、公共的な投資に本年度は金が非常にかかりましたので、そこで比較的に金は少なかったのじゃないか。すなわち道路だとか河川だとかあるいは水資源だとか、いろいろな緊急な問題がございまして、電話の加入者を中心とした利益を多く見積もってこの計画を立てたということではないかと、できればやはり財政投融資はふやしていきたくて思っております。

○安宅委員 それは各方面いろいろあるんですけど、たとえば道路の計画にしても、あなたの所屬している政府はほとんどがガソリン税の値上げ分であつて、これは理由にならないと思うのです。そういうことで国民に負担をかけて、副総裁は今度サービスしたんだと言うが、何がサービスです。これはとんでもないことだと思ふのですが、大臣、やはりこれはサービスとお思いなんですか。

○小金国務大臣 程度はいろいろございまして、私はやはりサービスをする計画だと思っております。

○安宅委員 それでは今度は個々のいろいろな問題について少し聞いてみたいと思ひます。

○横田説明員 大臣の御答弁の前に先ほどの答弁の問題もありますので、ちょっと先に答弁させていただきます。

第二次五カ年計画の改定の場合も、一番もとのなるのはあのときの長期計画の目標としては、昭和四十七年にお客さんの需要に対して供給力がマッチするようにということをお前提にいたした計画を見直しを立てまして、そして第二次五カ年計画の修正をいたしたわけでありまして、そこでこの変動というものがあつた場合は、わが国は計画経済ではなく自由主義経済でありますので、お客さんの需要というものはやはりマーケットが動いていくという場合に、われわれの計画をそのまゝ据え置いていいかということになりますと、需要が非常に変動すると思ふる場合には、われわれの計画をもう一ぺん見直す必要があるのではないかと思ふのであります。

そこで今度の所得倍増計画に伴ひまして、国民所得も非常にふえて参りますという事になりますと、それを前提にいたしましてわれわれの今の長期需要の見込みというものをもう一ぺん見直ししていく、目標をいたしましては昭和四十七年に需要に対して供給力をマッチしていくというこのプリンシプルは同一といたしても、需要自身が相当ふえるという事になりますならば、この計画をもう一ぺん見直す必要があつたのではないかということではないかと、検討を進めておるわけでありまして、

これはやはり必要なことかと存するといふことを先ほど申し上げましたので、大臣のお話しになる前にちょっと補足させていただきます。

○小金国務大臣 これは一応の計画でございまして、さらに時代に即応して改善を加えていくことは私は至当だと思つております。

○安宅委員 それでは市内電話の料金問題ですが、先ほどもちょっと私言つたのですが、先ほどいろいろいふところでお話をしているのは、設備を負担するのは新規に電話を架設する場合の負担であつて、というふうに言つておる、そして基本料は設備されているものの維持費だと言つておる、使用料はサービスの対価だ、こういうふうに言つておるのだが、二十八年度の改正といひますか、料金の引き上げのときは、これは建設費あるいは減価償却費、補修費の一部を加入者が負担する、こういう考え方で値上げをされておるんだ、私はどうしてもそういうふうには理解をしておるわけですが、今度はこういう状態を無視して、さらにその過程では設備の加入者の負担というものを増加させておるわけですか。いろいろと改定があつたでしよう。費用としてはあなたの方では増加をされた覚えはないと言つておるが、その中では電話公債なんかを見まして、これは実際に金のない人は電話をとりたくてもとれない人がたくさんある。銀行から借りればいいじゃないかというふうなことをいふけれども、自分の方で電話をつけたい人がたくさんあるときに、ぐつと高くして、そうして今度実質的に国民が金を出す額というものをずつとつり上げておいて、融資の道を講じ

たからそれでいいんだ、こういう考え方があつたのはなほ問題があるのじゃないか、こういうふうな考え方をしておるわけですが、こういう定額の料金にしても度数の料金にしても、市内通話料の算出根拠というものはそういうものをみな含めて、減価償却や補修費の総体的な計算からほんとうは出されるのですが、その計算の仕方がそういうものを全部包含した形であなたの方では料金を策定しておる、こういうことを私は感じておるわけです。つまり実際の純粹の原価というものを高い水準であつた方がどだい料金を付加しておるのだということをわれわれは明確にここで指摘することができるので、それが、そうではないかということをおあなたの方では言えるのですか。

○大泉説明員 ただいまのお尋ねは、おそれる今の料金水準というもののきめ方の中において新しい建設に入れる分まで含まれておるということ、加入者債券との関係からいっておかしいではないかという御趣旨ではないかと思ふのでございまして、その点につきましては、この加入者から入ります収益の中から建設投資に向けるというところは、これはある程度は企業的にも当然のこととございまして、また電話事業は、特に自動式に改めるとか、あるいは市外の通話を即時化するとか、あるいは加入区域を合併するとか、いろいろ既存の現在の加入者の方々に利益になる分が多いのでございまして、ある程度料金収入の中からそのような改良投資に向ける分があつてもあつてもおかしくないという考え方でございまして、このようなかんじは午前中松前先生のおっしゃいました技術革新の成果に

よるものもありまして、従業員の企業努力によるもの、いろいろあるかと思ひますが、そのようなものがある程度向くのは差しつかえないと思ふのでございまして。ところがこの加入者債券の問題につきましては、これは新しく電話をとりたいたいという方にお願ひする、いわば資金の調達方法でございまして、このようなものにつきましてはなるべくならばこのようない金がない方がよろしいという御意見について同感でございますが、私たちが今一番大事なことは、電話をもつとたくさんつける、もっと便利にするということにあるかと思ひます。で、昨年の国会におかれましては拡充法の御審議がございまして、私たちがこのような加入者の方々から、この資金がなくて、思うように充足できない電話の拡充のために、御援助願ひということはやむを得ないことではないかということを考え、かつ、これはできるだけ早くそのような必要のなくなる時期、おそくとも昭和四十七年度までに廃止するように努力する、こういう工合にお願ひしたものでございまして、この間におきましてはできるだけ早く、できるだけ便利にするようにというところから考えて、料金体系上も何ら矛盾がないものと考えるのでございまして。なおこの料金につきましては午前中もちょっと申し上げましたが、総合的な原価というものがまかなえるようにするのがあるが、これを個々の料金に割る振るときには、電話事業というのは、電信も一体になつておりまして、なかなかその点区分が困難でございまして、結局利用される方の利用価値

というものを考えましてこれを配分いたしておるのでございまして、個々のものについて原価計算を一々厳密にやるといふ形は、むしろ電話事業にとつては一般のやり方ではないという工合に申し上げてよいかと思うのであります。

○安宅委員 そういうことを盛んに——同じ答弁を聞いておるので、同じ質問をする方もする方だというふう言われるかもしれませんが、しかし、四十七年度までにはそういうことをなくしたいなというんじや、あなた、当てにならない話です。四十七年になれば、私は大体中風でひっくり返るくらいな年になる。そんなばかな話はないと思うので、もう少し——今電電公社はとても苦しい経営だというならわかりますよ。ところが、そうではないのです、あなたの方の場合は。だから、そういう時期に、いつまでも加入者の電話を引きたいのだという心理をねらってそういうやり方をされるというの、はなはだ不届きじやないかと私は思うのです。それは、はっきりいえば商人根性ですよ。買いたくないと思ふときには値段をつり上げて、値段をつり上げたごとく見せたくないから、じゃ貸してやる、こんなやり方はないと思う。先ほど、一番先に申し上げたような、電気通信事業というものが公社の方式に変わったときに、あなたの方では、第一番目には、当面あらゆる希望者に電話をつけることが先決だ、こう言いましたけれど、それはその通りでしょう。しかし、それは第一であるかもしれないけれども、二番にならないくらい大きな公共性というものを公社は持っているこ

とを忘れてはいけないと思うのです。そういうことを何番目くらいにしているのですか。これはえらい間違ひじやないかと思うのですがね。

○大泉説明員 ただいまの御議論は、拡充法に基づく加入者債券の御議論かと思うのでございまして、先年の国会の際にも、いろいろそのような御議論があったと思うのでございまして。しかし、その際の考え方としましては、結局電話を申し込んですぐつくようにする、全国を即時化するという目標に到達するための巨視的な申しすか、大きく見た考え方から見て、四十七年度までの大きな資金概算もあつたのでございまして、そういう点から見ま

合に御判断願つたように思うのでございまして。その場合には、料金水準は現行のままであるということ前提にされておつたと記憶するのでございまして。従いまして、今回の料金に關する改定の立案にあたりまして、その精神を体しまして、料金水準を維持したい、こう考えたのでございまして、先ほど大臣のお話もございましたが、先ほど大臣のお話もございましたが、通事、なおかつ事態の趨勢に應じて拡大修正もあり得るというようになことを考えますと、私たち、今の際において、料金水準は維持するという形でいくのが最善ではないかという工合に考えたわけでございます。

○安宅委員 そういうことを言つたつて水かけ論になりますから——しかし、十年後の話をして、そのころには廃止したいなというのはいかぬと思ふので、これはもっと早く廃止するといふ方向をとらなければならぬの

じやないか、こういうことだけは申し上げておきたいと思ふのです。そういうこと以外に、料金の矛盾をしている点はまだたくさんあるわけですが、そうして、料金の合理化だといながら改定をやるといふのは非常にまずいのではないかといふことを私は言いたいのですが、その一つの例として、たとえ、大へんこまかいことですが、豊中市議会からの何か陳情書というのがあるのですが、公社当局で、この陳情を受けておられるでしょうか。

○大泉説明員 豊中市から区域合併の陳情書が参つていようございまして。

○安宅委員 午前中松前先生が区域の問題でいろいろ話をされておつたようですが、たとえば豊中の場合なんか、大阪との間が十一キロ、吹田の方が十キロで、尼崎が県外になつていられるわけですが、そういう状態にあるにもかかわらず、これを見ますと大へん損なやり方で豊中の電話の加入者が取り扱ひをされる、こういうことはおかしいじやないか。そして、前に不合理な点はちゃんと直すと言電公社は言っている。こういう矛盾をはらんでいゝこと自体おかしいといふことも電電公社は言つておつたのですが、このたびもそれが是正にならぬ。こういう矛盾をはらんだまま料金制度の改正をやるのは少し冒險ではないかと思ふのですが、どういふものでしょうか。

○大泉説明員 今度料金の体系を合理化しますにあたりましては、今のような問題も十分念頭に置いたものでありまして、これが料金体系を改めなければならぬ事由の一つでございまして。従来、技術が進歩しなかつた時代におき

ましては、そのような通話の關係の密接なところは合併する以外にはなかつたかもしれないのでございまして、料金の体系からいいますと、だんだん合併をやつて参りますと、市内とすぐ隣の市外に当たる部分との料金の格差が非常に大きくなつて参るのでございまして。十キロ以内ですと隣は実は十四円で済むのですが、十キロをこえますと二十一円になつてしまふ。そうしますと、すぐ道路一つ隔てても三分間二十一円かかる。こういう不合理を何とかしなければならぬ。ところが、今の豊中を御要望のごとく合併いたしますならば、豊中の先のたとえ池田との境をどうするかという問題が起りますので、そういう問題は距離別時間差法並びに準市内制度というものを使得、いわば市内と市外との關係がなだらかにいくようにする、これがこの料金体系の考え方でございます。いろいろな考へてみました、松前先生がおっしゃつたように、かりに豊中を合併して、そのかわり市内地域制をして料金に差をつけるというような案も考へたのでありますが、ニューヨークでやつていゝような方法は生活の拡大の実態と必ずしも合致しない、技術的にも適當でない。むしろこのような問題は距離別時間差法とか準市内制度をもつてやつていきたい。ただ、この問題につきましては、イギリスでつていゝような、最も理想的なものといふ点から見ますと、日本においては即時化も進んでいない。また、料金の七円といふものをこのまま維持するといふ建前からはとてもそのような体系にはいけないので、その点豊中市の關係の皆さん方が満足されないのは

ごもっともと思ひます。しかしながら、今までのごとく、すぐ隣の二十一円だったものがとにかく五十秒七円になるといふことは、一つの進歩ではないかといふ工合に考えまして、この問題は、さらに西宮、神戸といったような連帶する各都市から考えますと、やはり今度の体系のような考え方が最も合理的ではないかと考える次第であります。

○安宅委員 そうすると、距離別時間差法でやつた場合の区切り方の問題ですが、五十秒七円で計算をしてやる方式の中には、あなたの方で減収になることをおそれて一割くらいですか、かけていゝようですね。そういうことをやつたわけですから、即時の局数が増えて、現在の通話をしてゐる実態からいって、大体二分から三分くらいが多いといふデータが出てゐるわけですが、豊中市の場合には、あなたの方で、通話を短くすればよいではないかと盛んに宣伝して、私もテレビみたいなものを見せてもらつて、奥さんがおやじにかけた大阪から東京まで、おい、いるか、いるのならないんていゝ電話の例まで私は見せられて、何か少しもゆるめられたような気がする。そういうやつも見せてもらつたのですが、そういうことは盛んに宣伝をするけれども、実質的に、こういうふうにしてみまますと、大へん損をする面がたぐさ出でくる。さつき國鉄の例で言いましたように、ちやうど乗車するお客様が最も多いような距離の鉄道運賃は、平均よりぐつと上がつてゐる。同じように、通話数が非常に多い部分をねらつて、あなたの方では、理論としては低いように見せかけておられるけれど

も、実収入はぐっとふえるように細工がしてある、私はこういうことを指摘したいのですが、その点については、そういうふうにならないということをあなたの方ではっきり言えますか。

○大泉説明員 この点ははっきり言えるのでございまして、ただいま豊中の例を申されましたが、通話には、五十分程度あるいは一分程度、二分、三分、四分といろんな通話があると思うのでございまして、その全体を総合して、できるだけ増収にも減収にもならないように考えたのでございまして。たとえて申しますと、今の場合、五十秒だった七円でございます。六十秒だった十四円でございます。それから二分の場合には、二分は百二十秒でございますので、二十一円でございまして、百秒だったならば十四円でございます。これは今までは二十一円だったものでございまして。ところがちょうどかきり三分かかりますならば、確かに二十八円で、値上げになるものでございまして、三分二十秒まで、つまり二百秒までですと全部二十八円、これは今までは四十二円かかったものでございまして。このように見えていきますならば、上がることもあれば下がるところもある、総合しまして大体収支とんとんになっておるといことは何ら間違いないといえると思うのでございまして。

○安宅委員 四分のところは下がらないのだ、だから私は鉄道料金と同じになるんだらうと言っているんだ。実際にそこそこをねらっているから、あなたの方では減収になるような案だといって盛んに宣伝しているが、顔の方はここにこしている証拠がそこにある

と思うんだ。これは大へんなことだと思ふのです。あなたの方では、最終的には総体として収入の割合が非常に減るのだというのを盛んに言っておられますが、期待に反して同じような利用度数でも、理論的には三十億円の減収がくるような案だといながら、このたび実施をした直後においてすばらしい増収があった場合には国民をだましたような格好になると思うのです。……国鉄なんか、とたんに言われているんですね。ああいう結果にならないというのをあなた断言できますか。

○大泉説明員 私、それは断言できません。……と申しますのは、私たちが考えていますのは、通話時数の分布というところは、統計もございまして、このようなことは何ら間違いないのでございまして。ただ、私三十四年の程度で三十億、あるいは三十七年度で五十億というものを、何とか企業全体に悪影響なしにやっていければと申します。……と、たとえば一分、二分といった短い通話が相当ふえてきやせぬか、というのは、今までの利用以外に、いわば市外と市内の境に隔てられて、通話したくてもできなかった人がそれをやるようになりはせぬか、ということはお客様からとりましますと、いわば利便の増進でございまして。それによって通話数が増えることによつて、ある程度の期間内には次第々々にこのような穴が埋まってくるのではないかというように希望なり私たちの努力のほどを申し上げておるのでございまして。

○安宅委員 わかりました。お客様が喜んで利用する、利用するというのは、電話が非常にふえて便利になったから、これはふえるのは当然だということをおあなたの方で見越しているのだというのをはっきり言えば、話はよほどわかってくるわけなんです。……そういう意味で、あれは喜んでふえるものじゃなくて、電話の利用度数というものは必然的にふえる方向にあるのだというのをあなたの方で言えば、問題は明らかになるのですけれども、どうなんですか。

○大泉説明員 おっしゃる趣旨はちよつと私受け取りかねるのでございまして、これは全体としますと加入がふえるに従つて通話数が増え、また即時化の区間がふえれば通話数が増えることは一般の傾向であります。が、申し上げておきますのは、今までの三分・三分制に対して距離時間差法をとることによつて何か特に変つたことがあるのではないかとこのことについての観測を申し上げておるのでございまして。

○安宅委員 それでは今度は市内電話料金の問題ですが、級別区分なんか書いておるようですね。これはすばらしく上がつてしまつておる。そういうことになりました。たとえば今までは基本料金が千円で間に合つておつたところが千三百円くらいになる。それから今までの小さなところは、今度自動改式等でまた新たな要素が出てくるようなところもあるわけですね。たとえば基本料と定額料との合計にしても、いなかほど非常に上がるような格好もある。大都市の方も決して下がらない、上がるようになってくる。この傾向はすばらしくあなたの方で収入増加になると思うのですが、その通りですか。

○大泉説明員 ただいまのお話は基本料の体系のことかと思うのでございまして、今までは千円を最高としたのがさうに上の級を作る、あるいは下の方の定額制しかなかったところに度敷制をしようにするということについてのお話かと思ひますけれども、これについてはそのような増収などというものは期待しておるわけじゃございませんので、まず下の方の小さい局について申し上げますと、実は今までは小局はみな手動でございまして度敷制をしくということが経済上無理だったのでございまして。……通話というものは、やはり度敷制というものがその実体からいって最も合理的なものであるというのが世界じゅういわれておるのでございまして、これを適用したいのでございまして、わざわざ不経済なことをしてまでやるというのは困難でございまして、今までは定額制にしておつたのでございまして。ところが最近では小局につきましても自動化が行なわれ、度敷制をしくことが非常に容易になったのでございまして、現在小局あたりでは、市外だけを度敷制にして、市内は料金改定がないものだから、仕方なしに無理に均一制にしたいまして、これは技術の進歩に伴ひます改定でございまして、この料金額につきましても、定額制と度敷制との均衡というものを考えましてきめたものでございまして、これによつて増収などをいたすものでは決してございませぬ。なおこれは今後自動化され度敷制をしくに従つて適用していくものでございまして、現在の手動局はそのまま定額制に据え置くものでございまして、また大きな局につきましては、二十五

万以上幾らになつても同じだということとは不均衡だ、東京が得をし過ぎるんじゃないかという強い意見等もございまして、この点につきましてもいろいろ検討の結果このような級別を作るのがよろしいということになったのでございまして、この点はお考えになつてもおもしろいのでございまして。三百万にわたる料金体系として不均衡だといえるのではないかと申すのでございまして、これは、要するに市内区域における加入者の多い少ないということ、同じところでも市外になるところがあるのじゃないかということの均衡をとるためにこのような体系をとつたのでございまして。

○安宅委員 あなたの方で増収にならぬ、増収なんか期待してないと言つておるけれども、実際は増収になりますね。上がるのですから間違いない。これは基本料金は自動化された場合はなかつた方が一番いいんじゃないですか。副総裁どうなんですか。

○大泉説明員 今おっしゃいました値上げになるにきまつておるといふ御意見は私たちが承服しかねるのでございまして、一部にはそのような意見を出す人もあるのだけれども、検討してみただけでございますが、これは度敷の見込みその他を誤る場合以外にはそのような計算が出て参らないのでございまして、大きな局と小さな局では市内の使用度数といふものは当然違ふのでございまして、相手が多い場合と少ない場合は違ふのでございまして。また度敷制にしたら基本料をなくしたらいいではないかという御意見につきましては、これはいろいろの考え方がございます。イギリスあ

たりでは、新しい区間については基本料を全国一律に千円余りにしてありますが、そのかわり市内にも三分の制限をつけるという形にしておるのであります。私、この基本料というものは、やはり電話に加入する限りは一定程度の負担は当然すべきものと考えておりますし、また七円で無制限にかけられる可能性の多いものは高い基本料を支払うのは当然の体系ではないかと考えておるのであります。

○安宅委員 これは料金体系の矛盾の一つだと思ふのですが、さらに矛盾の問題だつてありますね。あなたの方ではサービスに対する対価が料金なんだというのを盛んに言っているのです。が、サービスの一番悪いはずの、えらい待たなければならぬ待時の方の通話料なんかをこの場合そのまゝにして置く、こういうことに少しも矛盾を感じないで提案をされたんでしょうか。

○大泉説明員 待時の区間につきましては、特急、至急もなければならぬということはなほ遺憾なことではございますが、できるだけ早く即時化するということで根本的に解決すべきものと思つております。

なお、今おっしゃいました機会でございますので申し上げますと、十キロ区間の待時料金、これは計算だけでございますと十二円にしないと困るということも考えたのでございますが、今おっしゃいました点等から考えまして、特にこれは今まで十円だったのを九円にいたしておるのでございます。待時の十キロ区間というものは一番多い区間でございまして、こういう点等にも私たちとしては相当配慮を払つたと

も言えるのではないかと考えておる次第であります。

○安宅委員 逃げ道だけはちゃんと作つて提案してきていようですが、総体的な体系の問題として、待時の場合にサービスが即時と違つて非常に悪い、これだけは認めるでしよう。そういう場合に、自動化、即時化することによってそれは解消できるんだということに投げっぱなしにしておいて、こういう体系そのものを変えていくというのはいくらも思ひやうがないか、私らどうしてもこう思ひやうを得ないのです。と認めておられるけれども、ちよつと手がつけられないということなんではいふか。

○大泉説明員 ほうりっぱなしにすれば確かにまずいのでございますが、私たちそういう考えはございせんので、できるだけ合理的な方法で即時化を進めて参りたい。それで私たち、従業員に及ぼす影響等も考えまして、自動化というものとにらみ合わせて要員問題に悪影響の及ばないよう計画的に即時化を進めていくためには、このような料金体系にすることが一番うまくいくだろうと考えてやつたのでございまして、この待時区間と申しますのは、四十七年度末までにはほとんど全部即時化したいという考え方で進めて参つておる次第でございます。これは現在でも相当の速度で即時化が進んでいるのをごらん願つてもわかつていただけるんじゃないかと思ふ次第であります。

○安宅委員 どうしてもそれはわからないのですよ。理論的に合わないことなんですから。それをあなたの方で、

サービスが行き届かない分の料金が、高いものをそのままにしておいて、いかにも合理化したようなことを言つて、それで現実には料金の値上げといふことを頭に置きながら、決して損をしないようにといふんですか、そういう表現をしましよ、損をしないといふことを頭に置きながらこの体系といふものを提出してきたと思ひやうがないのです。だからこれはどうしても納得がいかない一つの点なんです。どちらにいたしましても、まだ半分くらいしかやらないうちに時間が過ぎてしまつたから、私は最後に申し上げたいことがあるわけですね。あなたの方ではだんだんと即時化し自動化していつてそういう矛盾をなくしていくといふことを言つておるのでありますが、そういう場合には速度を相当早めなければならぬと思ふ。そうでないと矛盾は相当残るのじゃないか、その点はどうか。

○大泉説明員 この速度の問題に關しましては、社会の要望あるいは従業員に及ぼす影響等を十分考へまして、第三次五カ年計画におきましてこのような速度を高めて参りたいと思ふ次第でございます。

○安宅委員 どうもわからないので、どういふことですか、もう一回ちよつと……

○大泉説明員 速度を早めるといふことはできるだけ早めたい。その点につきましては、従業員に及ぼす影響、要するに要員問題、それから社会の要望といふものを考へまして、手動でやる、即時自動でやるというものをにらみ合せてできるだけ進めていきたい、と考えておるのであります。

○安宅委員 ということは、早めれば

相当抵抗が出るということをおあなたの答弁の中から私は感ずるのであります。が、そういうふうな理解してよろしゅうございませうか。

○大泉説明員 抵抗といひますか、私たちは、電電公社としまして、そのようならゆる配慮を払つて、できるだけ円滑に実施できるようにするのが使命だと考えておる次第であります。

○安宅委員 抵抗といふのを、何か私が労働組合の役員だったんでそういうふうに聞いたのか知らないが、そうではない。国民の方では、磁石の場合には自動と比較してサービスの点でいろいろ問題がある、あるいは即時と待時ではえらい問題がある、それで高い料金を払つていなければならぬ。だからこういう非常な不満が爆発するやうな時期がくるのではないか、こういうことも半面考へられるが、それを無理してやれば、今度はいゝゆる要員計画や資金計画やいろいろ問題が出てくるので、なかなかもつてそういうことでもない。しかし、こういう矛盾といふものもあなたの方では今手がつけられない、こういうことなんですかと聞いておるのです。

○伊藤説明員 お話のように、電話の理想は、市外通話について申しますれば、即時にかかるといふのが理想だろうと思ふのであります。それで私も先刻来申し上げておりますように、できるだけ早い機会に全国どこへでも即時にかかるといふふうな持っていきたいと考えておるのでございますが、これはやはりいろいろな資金の問題とか要員の問題とかその他ございまして、一挙にこれを実現することは困難でございますので、昭和四十七年度あ

たりにいきまして、完全とは申しませんけれども、ほぼ全国的に即時にかかるといふにしたいと考えておる次第でございます。

なお待時通話につきましても、これは放置しておるのではございせん、できるだけ待ち合わせ時分が少なくなるような方向に目下努力いたしておるのであります。長距離の通話について見ましても、昭和三十二年ごろにおきましては一時間半以上の待ち合わせのものが六二%ほどあったのでございまして、三十五年におきましては大体四九%程度に下がつておるのでございまして、四九%という数字は決して満足すべき数字ではございせんけれども、これもできるだけ下げようと思ひ努力していきたいといふふうに考えておる次第でございます。

○安宅委員 そうした場合に、要員のことで最後にちよつと触れてみたいと思ふのですが、やはりこういうやり方というのは、どうしても利益が中心になつていって、公共企業体のやり方としてはなほは矛盾の多いまま強引にこの合理化の計画といひますか五カ年計画をやり遂げるために、将来は収入を相当多く期待しながら、この料金の改定、制度の改正といふものを持つてきたのだという疑念が私はどうしても去らぬのであります。なぜかならばたとえば要員の問題にしても、実際要員はふえるのだふえるのだと伊藤さんさつきから言つていますが、あなたの方でさうですか。話がありました大蔵省に要求した人員といふのはあれははつたりだったのですか。副総裁どうなんです。

○横田説明員 これは昨日も申し上げましたように、われわれの設備の拡充

に伴っていろいろな人が要するという問題と同時に、サービスをいろいろなレベルを上げていくというための人も要るわけであります。そういう問題もあわせまして、ああいう大蔵省に要求をいたしたのが、最終段階で相当減ってきた。しかし減るといって、われわれとしてはこれはこれでやっていくという限度までの折衝をいたしたわけでありまして、その意味でわれわれは決してあの人員でやれない限度まで譲ったというふうには思っていないというのを申し上げたのでござい

ます。なお昨午が五千数百名、こしが八千数百名というようにだんだん人がふえておるのであります。まあ企業全体としては、拡充に伴ってでありまして、一企業では相当増員しておる代表的な企業ではないかと思っております。そういう意味で今後やはり全体としてはこういう拡充期にあると思います。人はふえていくということは間違いないと思ひます。

○安宅委員 そうしますとさきに要求をした人員というのは半分くらいに減らされてもやり得るというのですから、これは私とても理解できないのです。大体どういふところにし寄せがくるというふうにあなたはお感じですか。

○横田説明員 全体として今の特別にサービスを上げようというような問題について、一応現在のサービス段階を維持していくというようなことで、まをしなければならぬという面も出ております。そのほか人を節約するかわりに、たとえば機械化を進めていくという面も出ております。そういういろいろな工夫をいたしましてあの定

員五千数百名が八千数百名ということに何とかやっていくということになったわけであります。

○安宅委員 それでは聞きますが、昭和三十三年の四月に改定をした定員の算定要領というのがあなたの方にはあるわけですか。それが現行の基準になつておるわけですが、そういう基準から追つていっても、現在はたとえば電話の運用要員なんかは、八五%しか配置できていないじゃないか、こういうことをわれわれは盛んに主張してきたものです。こういう状態の中で非常にみんなが苦しんでおることを何とかやっていける、何とかやっていけるというなら、これは計画と合わない人員の策定を第二次五カ年計画のまづ最中にさえた。これが第三次五カ年計画になった場合には、もっとひどくなつていくのじゃないかという心配があるのですが、これはどうなんですか。あの定員の算定基準で計算した場合八五%しか人員が配置になっていないというのは確かです。

○横田説明員 ただいま御指摘の点は、いわゆるわれわれ白表紙と申しておるものであります。これは通信局に配置する全体を計算するための尺度として一応考えておりますが、まあ年度もだいたい前のことであり、その後いろいろ機械化その他において相当設備の合理化も進んでおりますし、その尺度全体の人員がこのまま配置できなくても必ずしも不当ではない、こう考えております。

なおこの配置の尺度という問題をそれならすぐ変えるかという問題につきましても、たとえば私もアメリカあたりでそういう点が非常に合理的にでき

ておるといわれるAT Tあたりの例を見ましたが、AT Tあたりでもいわけゆるワーク・ポリシー・メジャーメント、作業量標準配置率、配置人員と申しますか、それより実際配置されておる者が少なく、お互いにサービスを維持するように競争しておるというところでありまして、われわれの方もあの白表紙を満配しなければならぬとは必ずしもいえない、かように考えております。

○安宅委員 そういう考え方なんです。それはきめても何にもならないじゃないですか。私はおかしいと思うのですが、たとえば山形なら山形に行つてみまうと、臨時者というものは原則として採用しないように、労働組合とあなたの方と協約ができておるわけですから、ですから日々雇入れのこの方式で、二カ月間くらい雇入れを止めて、やつと仕事を覚えたころ首、二カ月休んでまた二カ月雇つて、やつと覚えたころ首、これでは能率も上がらないし、労働意欲も沸かないどころか、こういう人はレンペン・プロレタリアみたいな頭になつて非常に悪い傾向が部内に出ておるのではないかと、そういうことを私非常に心配しておるのですが、そういう無理をしてまで今仕事をしておるのではありませんか。そういうことが行なわれておるといふことは副総裁知らないとは言わないでしょうね。そういう雇入れ方をしておることは知つておられますか。

○横田説明員 人員の必要な確保には今後とも努力するつもりであります。なお臨時者の雇入れにつきまして半年とかそういう期間にきまつた期間に行ない得るものについては、そのきまつた

期間を前提として臨時者を雇入れする。そのほか繁忙のときに臨時者を雇い入れるというところは臨時者としておるわけでありまして、これは当然そういうことが認められるわけでありまして、今後ともその必要は起ると思ひます。

○安宅委員 それは季節的な問題とか事業のある一つの単位、工事の単位を予想しての答弁だと思ひますが、そうではなくて、そういう人々は何年か同じ人々が来ておるのです。二カ月来て二カ月休む。辞令の渡し方も——これはほんとに同じ仕事をしておるのですから、普通の官公庁の場合ですと正式に採用しなければならぬ、こういうふうになつておる。するとこれはもちろん労働基準法違反と申しますか、そういう立場になるので、これはまずいというところを知つておるから、あなたの方では今度は二カ月で首切つてしまつておる。こういうのはかえつて悪らつとやあきませんか。同じ仕事で、本職の人と同じことをやっておる連中ですよ。こういう雇い方というものは、どだい大蔵省から半分も削られて何とかやっていける範囲でございまして、いふやうなことをいつまでも言つておるから、そういうことになるのじゃないかと思ひますが、そういうことをお感じになりませんか。

○横田説明員 臨時者の採用、雇用の問題につきましては、われわれは規定通りに従つてやっておるつもりであります。なおそういう特別な御指摘の点がございしますれば、われわれの方は調整いたしますと思ひます。

○安宅委員 いいことを聞きました。特別な例じゃないのです。みな全部の例だ。特に施設局長なんかよく知つて

おることと思うのですが、そういう人がたくさんおる。さらにそういう場合には何とか調整をするというたたいまのお話でありますから、私がそういう事例を全国的にあげてあなたと話し合つたら、大へん人が必要になつてくるといふ正しいデータが出ると思ひます。そういう意味ではあなたの方も得るわけですから、私も協力したいと思ひます。

ただ私が特に考えなければならぬのは、従業員が休暇をとることについては権利だと思ひますが、そういうふうにあなたの方ではやはり認識されずと理解してよろしくございしますか。

○横田説明員 まあ休暇にもいろいろの休暇があります。週休あるいは年休というふうなものがあります。年休等につきましてはこれは与へべきものと思ひますが、その年休を与える時期につきましては業務上支障のないときにわれわれは与えていく、従つて承認を得る必要があるということになつております。

○安宅委員 それは違ふですよ。年休の話はされましたが、それじゃ、いつ休んで下さいとさういふ言ひなければならぬことになつていますが、そういうことを言わないものだから、全部休むひまがない。だれかに迷惑がかかるというので、生理休暇なんかもなかなかとれない。それはなぜかという、定員の中にそういう休暇の要員というものを入れてないからだと思ひます。特に電信部門なんか小さいところでは四名くらいでやつておる。そうしたら実際労働基準法通りやつていたら必ず欠けがあく。週休もばややつていたらとれないという結果になる。年休な

んかもちろんとれないような職場はたくさんある。こういうことをあなたに御存じですか。

○横田説明員 労働基準法とかあるいは協約についてのわれわれの義務は十分果たしているつもりでありまして、その点は違反はないつもりであります。

○安宅委員 たとえば電信部門なんかで最低配置が四名だというようなことは私はおそらくできないと思うのですが、四名配置しているところはあります。それをどなたか担当の方から一つ。

○横田説明員 ちょっと今手元にその局数は持っておりませんが、四名配置局は現実にあります。

○安宅委員 わかりました。私はもう六時十分にもなりますのでやめますが、ほんとうはあなたの方でいろいろな問題で計算の仕方がずるくやられておることも全部言いたかったわけです。二、三点は言いましたが、そのほかにも要員計画そのものが非常にずさんだということとは先ほど私が申し上げた通りなのです。そういうこともなるほどまだはつきりしていないということもわかりました。それからたとえばむだな金を変なところに使っているのじゃないかと思われる経営の仕方もあるわけですね。たとえば現在の本社が入っている庁舎なんというものは本社が直営で建てたら実際にあの建物を建築された経費とどれくらい差があるかなどということを業者が私のところを持ってきているのがありますし、午前中に質問がありましたことですが、電話の機器メーカーの中で、たとえば日立製作所の相当な人々が私のところに、たと

えば東芝の動向なりあるいはそういうことについて非常に疑念を持つという、いろいろ証拠に類したようなことも私の手元にはありますから、そういうことで公社の運営自体がまずい点を追及すれば幾らでもあるような資料もあるのですけれども、きょうの私の質問はもう時間がきてしまいました、それできょうは申し上げませんけれども、ただ私が今質問をしておる中ではっきりしたことは、まず第一番目に、郵政大臣でさえも間違った認識であの三十億円云々の問題を考えておられたというほど、あなたの方の宣伝は非常に巧妙であつた。現実には決して国民が考えているように、損をするような電話料金の改定ではなかったということ。それから電話料金の現在の矛盾というものを放棄したまま。こういうやり方でやっていったならば将来必ず困るときがくる。私は思うのです。これも中途半端になりましたけれども、そういう点でまだ不満です。その他いろいろ申し上げたいこともあるわけです。たとえばその計画の中で、設備計画だけは詳しく説明ができるけれども、料金改定の問題にからむかどうか知りませんが、収入の方のことについても言を左右にしてなかなか御発表にならない。それから要員計画の問題においては、さらに海のものと山のものともつかないような御答弁しかあなたの方から得られない。こういう不満はたくさんあるものであります。私はこういう状態の中では、この合理化計画つまり五カ年計画が第三次、第四次と進むその中で、これと絶対に離れることのできない料金改定の仕方というものは、この際ど

うしてももう少し待ってもらわなければならぬ、国民がその内容がよくわかるまで待ってもらわなければならぬ、こういう感を深くしているわけです。そういう意味でどうしても不満な点が多々あるのがあります。きょうはこれで質問を終わらせていただきます。

午後六時十五分散会

○山手委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は公報をもってお知らせすることとし、これにて散会をいたします。